諏訪の末子相続と北信濃の均分相続

―河合曽良と小林一茶の場合―

後藤泰一*　　宗村和広**

目次

一　諏訪の末子相続と河合曽良
　1．諏訪地域の新田開発
　2．末子相続と分割主義
　3．河合曽良の実家と末子相続
二　北信濃の小林一茶と遺産相続争い
　1．父の遺言と遺産分割
　2．「取極一札之事」と「熟談書附之事」
　3．一茶と良寛　　（以上，後藤）
三　現行民法（相続法）の視点から
　1．曽良の生家にみる末子相続について
　2．弟専六の寄与分について
　3．遺産分割までの収益と家屋の占有について　（以上，宗村）

一　諏訪の末子相続と河合曽良

1．諏訪地域の新田開発

以前，別稿において諏訪地域の新田開発と末子相続につき少々触れたことがあったが，其処では言及し切れないところがあった[1]。そこで，今回，中

＊後藤泰一：信州大学学術研究院（社会科学系）大学院法曹法務研究科教授（民法）
＊＊宗村和広：信州大学学術研究院（社会科学系）大学院法曹法務研究科教授（家族法）

[1]　後藤泰一「歴史散歩と民法」（随想）：信州大学法学論集第25号（2015年２月）122頁～123頁を参照。

川善之助先生の書かれた諏訪の末子相続に関する文献を中心に改めて読み直した上で，芭蕉に随行して「おくのほそ道」を旅した諏訪出身河合曽良とその実家の末子相続の背景を（民法学的視点から）探ってみようと考えた。また，北信濃柏原を故郷に持つ小林一茶が父の遺産をめぐり弟と争ったことがある。一茶の出郷後に家産を維持し，かつ増加させた弟は「二ッ分」（折半）とした父の遺言に納得できなかったのであるが，この争いも民法学徒としては気になるところであり，上と同様に探ってみようと考えた[2]。

⑴　長野県の諏訪地域は[3]，明治以降，世界に誇る製糸産業や精密機械・電気機械産業の地として興隆・発展してきたことは周知の通りであるが[4]，江戸時代に遡ると，諏訪藩（信濃高島藩）初代藩主諏訪頼水（1571年（元亀元年）～1641年（寛永18年））は，新田開発を藩の重要政策として掲げ，これを受け第２代藩主忠恒（1595年（文禄４年）～1657年（明暦３年）），第３代藩主諏訪忠晴（1639年（寛永16年）～1695年（元禄８年））らが新田開発を進めた結果，八ヶ岳山麓（湧水地帯となっている）にまで及び，約70余りの新田村ができたとされている[5]（小説家の新田次郎（本名：藤原寛人1912年

---

[2]　父の遺産を巡る一茶とその弟との争いに後藤が関心を持ったことが本考察のきっかけとなった。その後，現行民法（相続法）の視点から考察を加えるべく宗村（家族法）がこれに合流することとなった。

[3]　長野県の公式 HP によれば，岡谷市・下諏訪町・諏訪市・茅野市・原村・富士見町が諏訪地域となっている。

[4]　筆者（後藤）は，平成27年３月６日開催の信州大学民事法研究会において，信玄公旗掛松事件と諏訪地域製糸業との関係というテーマで研究報告をした経緯があるが，この研究は現時点においてまだ未公表である。

[5]　諏訪市史編纂委員会『諏訪市史（中巻）』（1988年・諏訪市）129頁以下及び365頁以下及び原村編『原村誌（上巻）』（1985年・原村役場）584頁以下等参照。原村新田開発の歴史については，原村四百年史編纂委員会編『郷土の歩み―風土と歴史―新田開発四百年記念誌』（2010年・原村教育委員会）が詳細かつ貴重な文献である。さらに，茅野市八ヶ岳総合博物館「坂本養川と農業用水」参照（同館 HP サイト内検索にて閲覧及び同館パンフレットに掲載）。なお，1686年（貞享３年）には諏訪藩の隣の松本藩で過酷な年貢の取り立てに対して多田加助（元庄屋）を首領とする大規模な百姓一揆（貞享騒動あるいは加助騒動といわれている）が起こっている（貞享義民記念館 HP（安曇野市教育委員会）閲覧――このほか同館パンフレットや展示資料に関する同館職員の丁寧な

6月6日～1980年2月15日）というペンネームは諏訪市角間新田に次男坊として生まれたことに由来するという[6]。（なお，本稿では，諏訪地域の新田開発につき言及することは差し控える――注5に掲げた資料・文献を参照されたい。）

ちょうどその頃，後述する諏訪出身の河合曽良（1649年（慶安2年）～1710年（宝永7年））が芭蕉（1644年（寛永21年・正保元年）～1694年（元禄7年））の「おくのほそ道」に同行している（1689年（元禄2年））[7]。伊賀出身の芭蕉と郷里の近い河村瑞賢（伊勢出身：1617年（元和3年）～1699年（元禄12年））が明暦の大火（1657年（明暦3年））の際に木曽材木を買い占めて巨利を得，また，東回り海運・西廻り海運の航路整備や安治川開削及び湊屋新田・石田新田の開発（1684年（貞享元年））等大事業を遂行したのもこの頃である[8]。

⑵　上述の諏訪地域における新田開発後の18世紀半ばに水不足の問題が深刻化し，これを解決するために坂本養川（ようせん：1736年（元文元年）～1804年（文化元年））が立ち上がり，滝之湯川・小斉川・渋川の豊かな水を水不足の地域に分配する「繰越（くりこし）せぎ」[9]を開発した結果，米の生産高も飛躍的に増加したとされている[10]（なお，茅野市の八ヶ岳総合博物

説明が準備されている）。

6　新田次郎『霧の子孫たち』（1970年・文藝春秋）の「あとがき」（259頁）で自らそのように述べている（同書は，霧ヶ峰のビーナスライン開設によって生じる自然破壊がテーマとなっており，文春文庫（2010年）にも収録されている）。

7　紀行文としての『奥の細道』は芭蕉没後の1702年（元禄15年）に出版されたというが，その辺りの事情については，例えば，阿部喜三男『松尾芭蕉』（2005年・吉川弘文館）228頁に簡明な解説がある。

8　古田良一『河村瑞賢』（1995年・吉川弘文館）19頁～14頁，17頁～56頁，45頁～56頁を参照。なお，拙稿・前掲「歴史散歩と民法」信州大学法学論集第25号117頁において，「瑞賢と安治川開削・新田開発『大阪アルカリ株式会社事件』『大阪上土権事件』」に言及したことがある。

9　茅野市編集『茅野市史（中巻・中世近世）』（1987年・茅野市）613頁では，これを「水回し計画」と称して解説しているが，なるほど分かり易い。

10　坂本養川の開発した農業用水に関しては，茅野市編集・前掲『茅野市史（中巻・中世

館に「坂本養川コーナー」が常設されている)。

ほぼ同じ頃，諏訪湖西岸の岡谷でも凶作が続いたため新田の開発が急務とされたが，その前に先ず広大な荒れ地に水をどこから引いてくるかという大問題があった。そこに登場したのが武井五兵衛（1740年（元文５年）～1807年（文化４年））である。五兵衛は，私財を投じて砥川（とがわ：現在の下諏訪町を流れる川）の余り水を引くための堰（五兵衛せぎ）を造ったのである。その結果，新田が増えて10年余りで約90石が加わったという[11]（なお，

近世)』612頁～631頁，前掲・茅野市八ヶ岳総合博物館 HP にて「茅野の偉人，坂本養川」を参照。なお，参考までに長野県農政部（農地整備課）による坂本養川の繰越堰開発に関する説明の一部を引用しておこう。「諏訪の山浦地方といえば，八ヶ岳西麓の茅野市，原村，富士見町辺りを指す地名で，この地に15の堰を開いた坂本養川は，田沢村（現在の茅野市）に坂本甚兵衛の子として元文元年（1736）に生まれ……晩年は養川と称し……16歳のときに父を失い，23歳からは田沢村の名主をつとめました。山浦地方は神野（こうや）といわれ，諏訪神の御狩場（みかりば）としてかつては鍬を入れることも，人のはいることも許されなかった地です。中世以降，集落が営まれ，近世になると，高島藩主諏訪頼水のもとで多くの新田開発がおこなわれていきました。しかし水不足から畑作が主で，荒野もまた多かったのです。このような状況のもとで，養川は殖産興業をもくろみ，近畿さらには関東地方をも歴訪し，各地の水利や開拓地の実情等をつぶさに調査しました。帰郷した養川は約２年かかって，山浦地方の地理を調べあげて測量もおこないました。そして当地では水量が比較的に多い滝之湯川・渋川などの余水を，順々に南の水不足地帯へ送って複数の河川を用水路で結び，その沿岸をかんがいしようとする繰越堰（くりこしせぎ）の開削が最適との結論に達したのです。そこで養川は安永４年（1775），自ら願人となって高島藩家老職の諏訪大助に用水開発を請願しました。ところが藩では支出をおさえる消極的な政策のためか，養川の案を採用しませんでした。２年後，養川はさらにくわしい計画をつくって上申しましたが，藩が御家騒動……の最中だったこともひびいてそれも却下され，開発願いの提出は合計５回を数えました。安永が天明と改元されてからは，不作による大飢饉に襲われて，藩としても生産力を増大する必要に迫られてきました。天明５年（1785），養川の最初の出願以来11年かかってその計画は陽の目をみました。滝之湯川より取水して，湯川村ほか11か村におよぶ滝之湯堰の開削がおこなわれたのです。以後寛政12年（1800）までの15年間に……養川の献策による大小の繰越堰は，およそ300ヘクタールの開田を当地にもたらしたのです。かれは文化元年（1804）に隠居し，同６年没しています。【出典】長野県土地改良事業団体連合会『長野県土地改良史　第１巻　歴史編』1999年」（長野県 HP（「Web site 信州」）サイト内検索により閲覧)。

[11] 長野日報「天竜川水紀行」は次のように伝えている。参考までにその一部を引用して

砥川は車山（霧ヶ峰の最高峰）を源として諏訪湖に流れ込むが，その豊富な水は昔から灌漑や発電に利用されてきた――諏訪地域に初めて建設された落合発電所は当地の製糸業や精密機械・電気機械工業を支えてきたとされている[12]。

付言すると，諏訪地域は，江戸時代から養蚕が盛んな土地柄でもあったが，耕作地が少なく飼料の桑をどう確保するかという問題があった。米や大豆など貢租のための本田畑で桑を作ることは許されないので，農民は荒れ地や畑の土手で作ったり山野に自生するものを取ってきたりしていたが（諏訪では各地で桑盗人があったという），高島藩では，養蚕が藩の利益につながると

おこう。「当時の岡谷市東堀には荒れ地が広がっており，水不足で耕作できなかった。隣村の西堀の名主だった五兵衛は『何とか水を引くことはできないか』と考え，横河川からの新せぎ開発願を高島藩に提出する。しかし水争いが珍しくなかったこの時代，他村の反対で実現しなかった。五兵衛はあきらめなかった。この地域に影響力を持つ藩の役人から信頼を得た五兵衛は，藩を通じて砥川（下諏訪町）に“余り水”のあることを知る。水利権のない砥川からの引水は夢物語だったが，石高を増やしたい藩の意向や，五兵衛の熱心で巧みな働き掛けにより許可が下りた。五兵衛せぎは4年余りをかけて完成する。現在の下諏訪町山の神団地近くの砥川から分かれ，下諏訪北小前，岡谷市中屋，長地小横を下りて横河川の東岸一帯を潤した。本流6キロ，分流を含めると延長20キロ余りに及ぶ。しかし凶作などで疲弊した藩に資金を出す力はなく，五兵衛は自分の田畑を売って工費を工面した。……せぎの完成後に新田が増え，10年余りで約90石が加わった。」（長野日報HPにて長野日報環境企画「天竜川水紀行」第16部―先人の挑戦7「砥川から岡谷へ引水実現～武井五兵衛～」を検索されたい）。

[12] 現地の「諏訪地方の電気発祥の地」という解説板（平成12年10月）に次のようなことが書かれている。参考までに，その一部引用しておこう。「……和田峠周辺の水系を調査し，諏訪地方で最も安定した水量がある，東俣川を選び，明治36年6月，長野県知事から河水引用の発電所設置を許可され，明治32年11月，上諏訪町・下諏訪町・長地村・平野村を供給区域として，諏訪電気株式会社が設立されました。当時の最新の技術と，多くの苦労を乗り越え，明治33年10月，東俣川に出力60kWの落合水力発電所の工事が竣工いたしました。建設当初は主に電灯のお客さまでありましたが，この地に栄えた製糸業の動力としてその近代化の一翼を担うため，明治36年さらに，出力60kW一台を増設し合計出力120kWとしました。製糸業の電気使用量がますます増加したため，明治43年には，落合発電所の機械全部を取替え，出力200kWに増加させ，電気を送り続けています。現在では，世界に誇る電気機械産業や精密機械産業を支える原動力として営々と発電を続け地域の発展に大きく貢献しております。……平成12年10月吉日　中部電力株式会社諏訪電力センター」とある。

いうことで，桑苗の無償配布のお触れを出して蚕飼いを奨励し，また，桑畑の開発も盛んに行われた――その際，桑畑開発地が入会地であったことから紛争（桑畑一件）も生じたという[13]。

2．末子相続と分割主義

⑴　上述の諏訪地域における新田開発は，藩の財政（租税）確保のみならず，農民の生活維持のためにも必要不可欠であった。諏訪地域における末子相続はその新田開発と関係があるといわれている。

ところで，末子相続は，世界各地において古くから行われており，わが国では諏訪や九州（鹿児島県や有明湾岸）等にその痕跡があるとされている[14]。諏訪の末子相続は，中川善之助先生の調査により広く知られるに至った。以下は，中川善之助先生の『民法風土記』（1976年・日本評論社：「諏訪盆地――末子相続論の発祥地」として収録されている――この論稿は中川善之助『民法風土記「法の現場」を歩く』（2001年・講談社学術文庫）102頁以下にも収録されている），同じく中川先生の「末子相続について」（日本法社会学編『家族法の研究・下（理論と実態）』所収・1957年・有斐閣）をもっぱら参考にしたものである[15]。

男の兄弟たちは，一人前になると次々と分家し田畑を開拓するなど自らの生計をたてなければならなかった（諏訪湖周辺には新田と名のつく地名（新田村）が多い）。そうして末子が一人前になる頃に父親が引退し末子がそのまま跡取りをするという慣行が続いてきという（実質的には，長男からだんだん外へ出てゆき，父が死んだときにちょうど跡取りの年齢に達している子ということになるので，「非長子相続」といった方がいいのかも知れないと

13　諏訪市史編纂委員会『諏訪市史（中巻）』（1988年・諏訪市）527頁～530頁参照。

14　中川善之助・泉久雄『相続法〔第４版〕』（2000年・有斐閣）21頁～22頁参照。なお，大原長和「五島の末子相続について」『法政研究』27巻２・３・４号所収（1961年・九州大学）27頁以下は，五島列島の末子相続制を中心に九州地方の末子相続制を考察する。

15　さらに，諏訪市史編纂委員会・前掲『諏訪市史（中巻）』205頁以下及び諏訪教育会『諏訪の近世史』（1966年・諏訪教育会）802頁以下等参照。

中川先生はいわれる[16]）。ところが，明治31年施行の民法は，長子の単独相続主義による家督相続制度を採用したため，末子相続ができなくなるという問題が生じた。大正の初期頃，当地の裁判所に長男を相続人から排除し弟を家督相続人にしたいので認めて欲しいという申請がよく持ち込まれたという。現行相続法の前の古い相続法（明治民法975条２項）には，家督相続人の廃除（俗に廃嫡といわれた）に関する定めがあったが，諏訪地方では，長男は相続せずに末子が相続する旧慣があるところ，民法が長子相続主義を定めたために長男が家督を相続することになるという大変な「不都合」が起きるから，諏訪地方における末子相続の慣行を家督相続人廃除の正当事由として認めてもらいたいというである。しかし，長子相続主義を採る家督相続法は強行法規であることから，その順位規定に反する慣行は許されなかった。

⑵　中川善之助先生が諏訪で末子相続の調査をされた際に，地元の「竹内というお医者さん」宅の長持の中から末子相続を示す文書（遺言書）が見つかったとされている[17]。中川先生はこれを「竹内文書」と名付けられ，その後，この竹内文書は，『諏訪市史（中巻）』に収録されるなど，末子相続に関する貴重な記録文書として取り扱われている。その経緯につき中川先生の説明を伺ってみよう。

「享保二十年乙卯の年（1735年――カッコ内後藤）　田畑方々引渡覚帳，又兵衛，と書いてあってどこの田地は誰にやる，何は誰にやると書いておりま

---

[16]　中川（善）・前掲「末子相続について」57頁において，以下のように述べられる。「長子相続というのは，形式的で何でもかんでも相続人は長男ということになりますが，末子相続の方はひじょうに実質的なのであります。長男からだんだん大きくなつて外へ出て行くから，末子が跡をとるのですが，父の死んだときに，末っ子がまだ三つか四つだということもあります。そうなると，この幼い末子を相続させても役にたちませんから，その上の子が跡取りになるというような場合がかなり多いのであります。殊に下から二番目が相続するという場合が多いようであります。ですから厳格に言うと末子相続というものは，非長子相続といったほうがいいのかもしれませんがしかし意識的にはひじょうにはっきりしておる，末子が相当の年令に達しておれば末子が相続するという考え方ですから，長子相続がたいへん形式的なのに対して，末子相続というのは，ひじょうに実質的な制度だといえるのであります。」

[17]　中川（善）・前掲「末子相続について」57頁～59頁参照。

す。……勘六というのは末子であり平六というのは兄であります。この中に『二俵取り徳兵衛屋敷』とあるのは田んぼの名前であります。これはその次に書いてあります通り『是は隠居免』つまり後家になった妻（即ち勘六たちの母）のものだということになる。そして『母相果て候はば』のこらず末子の『勘六へ』と書き添えてあります。そして最後のところで，虫が食って読めなくなった二字くらいの名の物は残らず勘六（弟）方に行くべきで，これは先祖よりのためかくのごとくに候と書いてある。こういうふうにして，平六にはこれだけ，勘六にはこれだけということになっている。屋敷なんかは勘六に行っておるのであります。そして先に言いましたように，虫に食われた二字分ほどのところに家督が来るのか，墓地か，田地か分からないのでありますが，とにかくその次に『……ノ儀代々末子ノ方へユズリ申可候間不残勘六へ……』とは明らかに書いてあるのであります。これが私が諏訪を飛びまわって得たほとんど唯一の文書記録であります。全体として末子相続制度というものは，分割が基礎になっておりますのが多いのであります。……分割主義が基になって弟のほうがたくさん取っている。もしくはその家屋敷を取っているという形であります。」[18]（下線は筆者による。以下同じ。）

「開墾地の一ばんあるのは八ケ岳山麓，そして末子相続もここに一ばんはっきり残っております。つまりあの辺はほんとうの山合いでありまして，少し耕せばすぐつまってしまう。また山の向うを起す。小規模の開墾を始終して行かなければ家族が生活していけないのであります。これはちょうど遊牧民が家族数がふえたり，家畜が多くなると，一ところにかたまっておれないので，家畜の一部をつれて元の集団から分かれてほかの土地に行く。そのときには当然最も成長している長男から順々に出て行くのであります。これと同じように開墾という農業もそうなんであります。ことに農業でもプリミディヴな焼畑農業でありますと，どんどん山を焼いて行かなければならない。もともと収穫の少ない粗笨農業でありますから，家族を養いますための必要

[18] 中川（善）・前掲「末子相続について」59頁。さらに，中川（善）・前掲『民法風土記』62頁も参照。

農地というものは，今日の進んだ農業に比べるとひじように大きい。一ところを焼いてしまつたら三年ぐらいで駄目になるからまたその先きを焼かなければならなくなる。段々一家族のための必要農地が広くなる。そこでしまいには，どうしても家族共同体というものが，分封をしなければならなくなる。それが末子相続の一ばん根本の原因だと思うのであります。即ち末子相続は家族分封から起るのです。そしてこの家族分封の行われる原因がいろいろあるということになります。」[19]

さらに，中川先生は，奄美大島における末子相続の調査報告に関連して次のように述べられる。

「大島における家族の生活は，こうした出稼人による沖縄からの送金で支えられているものが少なくないのである。……こうした出稼ぎ経済が，家の承継に関して長男相続主義と親しまない事情を生み出すのは自然である。長男は一番早く出稼ぎ能力を得るようになるからである。」「その結果，大島の家督相続は必然的に末子相続的傾向を示して来る。先づ長兄が出稼ぎをし，次いで次兄が，そして最後に末弟だけが家に残るという形が公式的な原則的なものとなって来る。私は前々からこうした想像を頭に描いていた。このたびの調査によってその想像の正しかつたことを確認することができ，また加藤君や唄君からも賛同を得た。しかしこのことは大島に末子相続的意識が強く現存しているという主張にはならない。現存する人たちの意識が末子的でないということは，この島に昔から末子相続が行われなかったという証拠になるものではない。例えば長野県諏訪地方などは，大正中期までかなりはっきりと末子制が行われていたに拘わらず，昭和の初めに私が行った調査では末子制的意識が非常に薄かつた。香川県高松市の西浜部落などは，諏訪地方より特に末子制が強いというわけでもないのに，意識は今日でもはっきりと末子制的である。大島の人に相続人のことをきくと，一番よく親を見る子に譲るのだというようなこともいう。私は末子が恰かもその地位に坐わること

[19] 中川（善）・前掲「末子相続について」63頁。

が多かつたに違いないと思っている。それにしても大島の人の相続意識が，単独相続的でなく，分割相続的であるということは，諏訪その他の末子相続域と全く同様であって面白い。近頃では，明治民法五十年の効果として長男相続的意識が強くなって来てはいるが，それでも次三男がなお相続財産の分配をうけるべきものと思っているのが普通のようである。『分配の仕方は，親の分――先祖畑（せんぞばたけ）――を別にして残りを男の子の間に分ける。仮に一町の農地を親と三人の子で分けると，親三反，長男三反，次男二反，三男二反という位になる。もっとも親も子供と平等に分けるとする者や，子の間は全く平等で長男が多くなることはないという者もある。零細な農地を分けてもらっても，それだけでは生活できないから，それを売って名瀬や内地に行って商売をするか，または村で働いて農地を買い足して行くかどちらかになる。できれば外へ出た方がよい生活ができるから，兄弟の上の方から外へ出て行くことになり，その結果として，末子が跡取りとなっている例がかなり多い』と宇宿部落での加藤報告はいっている。」[20]

このように，諏訪及び奄美大島の調査から，中川善之助先生は，「全体として末子相続制度というものは，分割主義が基礎になっておりますのが多いのであります。……分割主義が基になって弟のほうがたくさん取っている。もしくはその家屋敷を取っているという形であります」「即ち末子相続は家族分封から起るのです。そしてこの家族分封の行われる原因がいろいろあるということになります」とされ，末子相続が長子単独相続のような単独的ではなく分割相続的であること，また，分割主義が基になり弟の方が多くもらっていること等を述べられたのである（その限りでは必ずしも均分にはならない）。

⑶　諏訪における庶民の相続と分家について，諏訪教育会『諏訪の近世史』

[20]　以上，中川善之助「復帰した奄美大島」（1954年）『私法』33頁～34頁。組織された調査団は，石田雄（政治）東大社研，潮見俊隆（漁業・村落）東大社研，大内力（経済）東大社研，加藤一郎（農地）東大法，甲田和衛（世論）阪大文，高柳信一（公法）東大社研，中川善之助（家族）東北大法，唄孝一（家族）都立大人文，三島宗彦（労働）佐賀大文理，となっている（同書32頁参照）。

は，以下のように説明する。

「人口の自然増にともなって耕地がふえるわけではない。そこで分家を認めると，各家の耕地は零細なものになって，いずれも立ちゆかなくなる。それを防ぐためには藩は分家を極端に制限した。正徳２年（1712）２月に，各村町の役人２，３人ずつを柳口御役所に召集して申し渡した中に，百姓や町人が田畑屋敷家財を子供に分けて与えるから分限な百姓（大財産家）ができない。今後は祖先伝来の田畑家屋は残らず跡取りの子にゆずり，のちのち分限百姓のできるようにせよ。他の子供たちは職人にするは格別…（原文ママ・以下同じ）といっている。分家のむずかしかった史料には，今井村名主甚右エ門の『役用諸事覚』の中に，『当村浅右エ門家売り与四朗買取る。然るに家ふやす義ならざる御触れにつき嘉兵衛弟槇右エ門死去につきこの養子分になし，右の売家引取り建てる。浅右エ門は畑下掘立に家作る』とあるのも苦肉の一計であって，この類の史料は折々目にふれる。耕地のつぶれるのを惜しんだものか…家族が多くて困るので，老人のために二間三間の隠居屋を建てたい。老人が死ねばすぐに取崩すから…というような願書もたくさん見受けるが，後日約束通りとり崩したという話は聞かない。すべて諏訪は，早くから農地ばかりに生活の道を求めたものではないためか，法令はあってもあまり拘束されていないように思われる。萩倉新田の宝永５（1708）年の新田分規定書には，『家居八軒之処当分拾弐軒有之候，向後八軒之外つぶれ次第たるべき候とある。これは土地が狭くて，八軒以上は生活ができまいと考えたものである。こうした申し渡しなり分規定書が出たということは，出さなければならないというような反対の場合が多かったためである。分家を容易に認めないという藩庁の政策にも裏表はあった。耕地をつぶし，収穫が減じ，したがって上納未進になるという心配であるが，他に上納の方便がたてば話はおのずから別である。前記萩倉新田では天明６年（1786）に各戸野手米２斗ずつおさめて11軒の建家を許してもらい，嘉永２年（1849）には野手米を冥加金50両にかえて尓後建次第という許可をうけた。宗門帳によれば全郡的に元禄年間頃までは大家族を擁するものが多いが，この辺を境にして

次第に単婚家族に近くなる。みな分家したのである。」[21]

なお，江戸時代においては，一村の高請地（検地を請けて村高に編入された土地のこと）に課せられる租税である本途物成に対して，それ（本途地）以外の土地に賦課される租税の一つとして小物成（雑税）があり，これにはさらに山年貢・野年貢・茶年貢等のように反別を付して課せられる租税と，山役・山手米・野役・野手米（のてまい）・池役のように反別を付さないで課せられる租税とがあった[22]。

また，同書（『諏訪の近世史』）は，末子相続について，以下のように説明する。

「諏訪には末子相続ということがあったと，かつて中川善之助博士が発表されて世の注目をひいた。末子が跡つぎをしている場合は江戸時代においては全国的にも多かったといい，それはまことに自然な相続法であった。長子から順次に独立させ，のこる末子が老父母と暮らすというもので，家の資産はあらかじめ隠居免（老人の分）を除いてほぼ均分して与えるというのが標準で，末子は自分に与えられたものと隠居免とをあわせて本家をつぎ，仏の供養やその家としての交際に任ずる。代々こうしていくから，分限百姓などは思いもよらないのであって，零細化することは早い。この零細化したものもなお生活し得たのは，別に副業なり，出稼ぎなり長い冬季間を有効に使いうる方法がたてられていたからであり，長子も次子も早く独り立ちして腕限りの活動をし，自家を起こそうとする独立の精神にもえていたものである。末子相続という言葉は，末子が全財産を相続し，長子次子などはその傘下に日かげの生活をするものかのように聞こえやすいが，以上の点から諏訪の場合は『分割相続』とか『均分相続』とかいうべきで，末子が家に残る場合が多いというだけである。財産を均分して与えてあるので，老父母はどの子でも気の合った者と暮らすということになる。末子なるが故に家をつがせるというような文言は，きわめてまれな例しか見られない。」[23]

21　諏訪教育会・前掲『諏訪の近世史』801頁～802頁。

22　石井良助『日本法制史概説』（1971年・創文社）451頁～454頁及び520頁参照。

⑷　前掲・諏訪教育会『諏訪の近世史』は，上述の「竹内文書」（「享保廿年乙卯又兵衛田畑方引渡帳（茅野市竹内文夫氏蔵）に引渡覚書」）を取り上げ，以下のように説明する。

「欠字が多くて全部の内容は知りえないが，圏点のあたりにその趣意がはっきりしており，きわめて稀な記録である。平六は長子，勘六は末子で娘たちにもそれぞれ金を配った処分である。この家は長子が襲名して分家し，以下次々と分家して末子が残って家をついでいる。……この系譜のうち平六は妻とその母（平六には継母）をつれて分家しているが，それは父又兵衛の没後で，勘六は父の遺言にしたがって，この継母に年々三分の小使銭を渡したのである」[24]とされ，また，湖南村のある家系は，「兄から順次に独立して行く姿が年々の帳簿にみられる。それは働いて稼いで生活していく人々にとってはもっとも自然であり，かつ均等に機会の与えられる方法であった」[25]とされている。

そして，「一村を所有するような大地主の見られない諏訪には，土地売買の機会，野心家のねらうべき機会はいくらもあり，そのことが早く資本主義的な思想を培い，江戸中期以降諸産業の発達を促し，明治の大企業へも通ずるこの地方の一気質をつくるのに，大きな関係をもったものと考えられる。分家をしない家憲をもった家に今井村左久内家がある。元禄年代に分家した一例を持つだけで，それは地方で『おだい様』といわれる分限的存在であった。元禄頃ころ今井家と並んでその村で高持惣代をした某家は享保ころまでに，五軒も分家を出し，それはかなり零細になっているのとよい対象をなしている」[26]とされている。

また，前掲『諏訪市史』も，「一般庶民の相続をみると，藩としては耕地の零細化を防ぐために分家を極度に制限している。しかし子どもたちは長子

23　諏訪教育会・前掲『諏訪の近世史』802頁。
24　諏訪教育会・前掲『諏訪の近世史』803頁。
25　諏訪教育会・前掲『諏訪の近世史』803頁～804頁参照。
26　諏訪教育会・前掲『諏訪の近世史』804頁参照。

から逐次次子・三子と独立してゆき，最後は末子が親と暮らすことになる。これを末子相続というが，家の隠居免を除いて残りの資産を，みんなで均等にして相続する場合もあり，これを分割相続，または均分相続ともいうのである。……諏訪地方の庶民の相続形態は均分相続である。この均分相続は，藩としても幕府としても耕地の零細化を防ぐためには，分家させることには反対であったことであろう。しかし，諏訪で均分相続が行われてきたのは，……中世からの伝統と長い間の諏訪の民俗によったことであろう」[27]とされている。

⑸　諏訪郡乙事村（おっこと村：現在の諏訪郡富士見町乙事）における末子相続の事例に関する調査研究によると，高島藩では，農民の零細化を防ぐため1712年（正徳２年）に「農民の分家を差し止めて，先祖伝来の田畑，家屋敷は残らず，跡取りの子に譲り渡すことを，村々に申しつけている。この時既に乙事村には，作左衛門・奥右衛門の両人より，分家の願いが村役人まで出されていた。藩のお触れを受けた村では，直ちに村寄り合いを開いて，村人了解の上郡奉行所に願い出て，両人の分家を特別に許可された。……その後村寄り合いの上，郡奉行の許可を受けた家族は，寛保二年までに二十件あった。……藩の承認を受けて分家できない者は，いつまでも宗門改帳に，兄・叔父等の肩書きをつけて，生家の一員である大家族であった」[28]とされている。

享和三年（1802年）乙事村宗門改帳[29]によれば，跡取りの末子57歳（妻52歳），長兄63歳（妻54歳），次兄60歳（妻57歳）など計17人の大家族の名前が記されている事例のほか，初代の長兄・次兄・三男の中の末子である三男が相続して２代目となり，２代目の末子が跡を継ぎ３代目になり，他方，長兄の家族も次兄の家族もそれぞれ末子が相続して跡を継ぎ，それが享和３年頃

27　諏訪市史編纂委員会・前掲『諏訪市史（中巻）』205頁～206頁。

28　久保田酉蔵「諏訪郡乙事村の分家と末子相続」（1983年３月第108号・長野郷土史研究会編『長野』所収）72頁～75頁。

29　久保田・前掲「諏訪郡乙事村の分家と末子相続」73頁を参考にした。

に至るまで代々行われてきた様子を示す事例が報告されている[30]。

さらに，「表向きには分家できない者も，内では個々の家に住み，別々に田畑を耕作して，それぞれ独立した生活をしていた。村の諸役儀を負担して，本百姓として取り扱われていた。慶安元年より文化六年（1652年～1809年――カッコ内後藤）までに，乙事村の分家は百六十軒あった。抱・下人の独立と，他より転入者を合せて，村の戸数は二百二十軒に増加した。……文化年間には乙事村の新開・畑直しは限界に達して，村の開発は停止した。これに伴い分家するものが少なくなって，段々本家を長子が相続している」[31]とされている。

⑹　ここで，上述の中川善之助先生の所説を確認しておこう。先生は，諏訪地方に末子（非長子）が家に残るというケースがなぜ多いのか，その原因・経緯を調べていくと，1600年代の諏訪地域における新田開発（そのことにより村も次第に大きくなった――諏訪郡乙事村の石高と家数につき，1648年（慶安元年）⇒298石・30軒，1747年（延享４年）⇒437石・144軒，1803年（享和３年）⇒754石・217軒であったとの調査報告がある[32]）が末子相続をもたらし，それがその後も慣行として行われてきたこと，また，末子相続が，長子単独相続におけるような単独的なものではなく，分割主義（分割相続的であること）が基になり――殊に「大島の人の相続意識が，単独相続的でなく，分割相続的であるということは，諏訪その他の末子相続域と全く同様であって面白い」（前述）との指摘を想起されたい――結果的に，家に残った弟の方が（親の遺した分だけ）多くもらっているということを述べられたのである。もちろん，上述のように（乙事村のように石高の増加している事例もみられるが），村の新開が限界に達しときには，それに伴い分家も少なくなり（あるいは分家の制限停止もあった）長子が本家を相続するという場合もあったことは否定しえない。

30　久保田・前掲「諏訪郡乙事村の分家と末子相続」73頁～74頁参照。
31　久保田・前掲「諏訪郡乙事村の分家と末子相続」75頁。
32　久保田・前掲「諏訪郡乙事村の分家と末子相続」72頁。

上述(3)の『諏訪の近世史』（後半部分の最後の箇所）の中で，末子相続という言葉は，「末子が全財産を相続し，長子次子などはその傘下に日かげの生活をするものかのように聞こえやすい」から，これを「諏訪の場合は『分割相続』とか『均分相続』とかいうべき」と説明されていたが，このような説明の仕方は末子相続についての誤解を招きかねない。ここは慎重な説明がなされるべきであろう[33]。

3．河合曽良の生家と末子相続

冒頭で河合曽良[34]に触れたが，諏訪市教育委員会『河合曽良』（2011年・諏訪市教育委員会）によれば，曽良の生い立ちや生涯につき，概要，以下のような説明がなされている。1649年（慶安２年）に上諏訪宿（現在，上諏訪町）表上町（現在，諏訪市諏訪２丁目）で酒造業を営んでいた高野七兵衛の長男として生まれ，幼名は与左衛門と伝えられており，幼少期を数軒隣の母の実家である銭屋河西家で過ごした後，伯母の嫁ぎ先である福島村（現在，諏訪市中洲福島）の岩波家に養子に迎えられ（庄右衛門と名乗る），生家は弟（五左衛門）が跡を継いだようである（他に姉利鏡がいる）[35]。曽良（庄

[33] なお，伊藤冨雄『伊藤冨雄著作集第６巻上代及び中世の山浦地方その他』（昭和62年・甲陽書房――伊藤冨雄氏（1891年（明治24年）～1968年（昭和43年）は長野県中洲村（諏訪市）生まれで，村長や昭和22年長野県副知事（昭和22年）などを勤めた後郷土史の研究などに携わったようである）において，中川善之助先生の言われた諏訪の末子相続につき，「今日諏訪の江戸時代の相続制を表現するに，末子相続制などと称するはよろしくありません。男子均分相続制と改むべきであります」（同書332頁，また，同書327頁～332頁の「諏訪の均分相続制」も参照）と述べる。さらに，同書341頁～345頁の「中川善之助博士の末子相続制論」も参照。

[34] 河合曽良が旅の道中で記した旅日記（「曽良随行日記」）は『おくのほそ道』の実際の行程や動静を知る上での貴重な資料とされ，また，『おくのほそ道』には，曽良の詠んだ11の句が収められている。白河の関（此処で多くの歌人や俳人が吟懐をよみ遺した）では「卯の花をかざしに関の晴れ着かな」と詠み，松島（松島の月を見ようと旅に出てきた芭蕉が待望の絶景に接してもはや句を読むどころではなくこれを断念したという）では，「松島や鶴に身を借れほととぎす」と詠んだ（松尾芭蕉/潁原退蔵（えばらたいぞう）・尾形仂訳注『新版おくのほそ道』（2012年・角川ソフィア文庫）83頁，103頁～104頁参照）。

右衛門）が12歳のとき（1660年（万治３年））に養父母が相次いで死去したため，伊勢長島の大知院住職である伯父を頼って行き其処に滞在するようになったが，その後，長島藩に仕官して河合惣五郎と名乗るようになり（1668年（寛文８年）），28歳の時（1676年（延宝４年））「曽良」[36]の俳号で初めて句を詠み，33歳の時（1681年（天和元年））に江戸へ出て神道を学び，35歳の時（1683年（天和３年））に甲斐滞在中の芭蕉を訪問し交友が始まり，37歳（1685年（貞享２年））の時に江戸深川芭蕉庵に近い五間掘に居を構え其処を晩年まで本拠とし[37]，「武士を辞め，浪人の身分として句作をしながら芭蕉の生活世話」[38]をしていた（まさに，「骨身を惜しまず，芭蕉の世話をしていた」[39]）ようである。

芭蕉は，「おくのほそ道」の日光の章段における曽良の詠んだ「剃り捨てて　黒髪山に　衣更」の句に続けて述べる。「曽良は，河合にして，惣五郎といへり。芭蕉の下葉に軒を並べて，予が薪水の労を助く。このたび，松島・象潟の眺めともにせんことを喜び，かつは羇旅の難をいたはらんと，旅立つ暁，髪を剃りて，墨染にさまを変へ，惣五を改めて宗悟とす。よつて黒髪山の句あり。『衣更』の二字，力ありて聞こゆ」[40]と。僧侶の姿になり宗悟

35　諏訪市教育委員会『河合曽良』（2011年・諏訪市教育委員会）１頁参照（本稿における曽良に関する記述の多くは同冊子に拠っていることを御承知頂きたい）。なお，跡を継いだ弟五左衛門の孫の代で家が絶えたため，生家のことや幼少期を知る資料はほとんどないようである（同書１頁参照）。

36　俳号「曽良」の由来は，木曽川と長良川に囲まれた輪中の里・長島にちなんで木曽川の曽と長良川の良を組み合わせたという説や惣五郎が転化したものといった説などがあるとのことである（諏訪市教育委員会・前掲『河合曽良』２頁参照）。

37　諏訪市教育委員会・前掲『河合曽良』３頁及び12頁の「略年表」参照。

38　諏訪市教育委員会・前掲『河合曽良』５頁参照。

39　諏訪市教育委員会・前掲『河合曽良』４頁では，「河西周徳が元文２年（1737年）に編集した『ゆきまるけ』では，芭蕉の俳文として『曽良なにがしは此の辺り近くに居をしめて，朝な夕なに訪いつ訪わる，我，食い物営む時は柴折りくぶる助けとなり，茶を煮る夜は来たりて軒をたたく，性隠閑を好む人にて交り・金を絶つ，ある夜雪をとわれて，『きみ火をたけよき物見せむ雪まるけ』はせを』が紹介されています。曽良が骨身を惜しまず，芭蕉の世話をしていた様子を知ることができます」とされている。

と改名して芭蕉の旅に随行したのである。曽良41歳（1689年（元禄２年））の時であった。

その後，43歳の時（1694年（元禄７年）に芭蕉死去，54歳の時（1702年（元禄15年）に芭蕉を偲ぶ更科の旅に出掛け（芭蕉は「おくのほそ道」の旅の７か月前に「更科紀行」の旅に赴いている），その帰途に郷里諏訪に立ち寄り（ちなみに，この年に赤穂浪士の討入があった），61歳の時（1709年（宝永６年））に幕府派遣の諸国巡見使の用人に任命され，翌年62歳の時（1701年（宝永７年）５月22日）巡見使任務中に壱岐島勝本で死去している[41]。勝本の能満寺に曽良の墓があるが，諏訪市岡村の正願寺本堂裏手の墓地に曽良の甥河西周徳[42]が33回忌に際して建立した[43]とされる曽良の供養碑がある（筆者も正願寺を訪れ曽良の供養碑を拝したことがあるが，背面に辞世の句「春にわれ乞食やめても筑紫哉」が刻まれていた。なお，正願寺には冒頭で触れた新田次郎の墓もある）。

曽良の生家（高野家）を継いだのは長子の曽良ではなく弟五左衛門であり，形の上で末子相続となっているが，その実質はこれまで見てきた末子相続とは異なる。曽良の実家に関していえば，酒造業であったことや曽良は分家したのではなく幼少の頃に叔母の嫁ぎ先である岩波家に養子に入ったこと等――上述の文献と照らし合わせる限り――当地における新田開発と何ら関係

40　松尾芭蕉/頴原退蔵・尾形仂訳注・前掲『新版おくのほそ道』16頁。なお，芭蕉の下葉とは，深川庵に植えられた芭蕉の葉であり，曽良が芭蕉庵の近隣に住んだことを言ったものとされている（同書12頁の脚注二を参照）。

41　以上，諏訪市教育委員会・前掲『河合曽良』12頁の「河合曽良略年表」を参照。更科を行脚した帰りに郷里諏訪へ立ち寄ったが，「甥の河西周徳が編んだ『ゆきまるけ』に『元禄十五の比信州にて　ゑりわりて古き住家の月見かな』が収録されているため，このとき故郷を訪ねて，旧交を温め感慨に浸ったと考えらます」とされている（諏訪市教育委員会・前掲『河合曽良』９頁の「芭蕉の死」参照）。

42　河西周徳は，曽良の母の実家とされる銭屋河西家の当主で酒造業を営んでおり，曽良の姉利鏡の娘を娶っているため自らを甥と名乗っていたとされ，「生涯曽良をしたい，遺稿の整理，追善集の編集などにあたり，曽良研究の功績が非常に大きかった」（諏訪市史編纂委員会・前掲『諏訪市史（中巻）』746頁）とされる。

43　諏訪市教育委員会・前掲『河合曽良』10頁参照。

がないことは明らかである。百姓として，他所で農耕に生活の糧を求める必要性が存在しないのであれば，長男である曽良がそのまま生家の跡を継ぎ（酒造業であればなおのこと，製造，出荷等を拡大する上でも長子が家業を継げば好都合という面もあろう），弟が岩波家の養子に入るということでよさそうなものである。しかし，実際にはそのようになっていない。

この点につき，一つの見方として，曽良が生家を出て岩波家の養子になったのは，単に，当地域で行われてきた末子相続という慣行に従ったまでのこと，と考えることができるのではなかろうか[44]。

【なお，曽良の生家における末子相続につき，明治民法における家督相続及び現行民法における相続法の視点から改めて取り上げることにしたい。】

二　北信濃の小林一茶と遺産相続争い

１．父の遺言と遺産分割

⑴　諏訪大社春宮（下諏訪町）の北側付近で，ほぼ並んで南下してきた中山道と砥川（とがわ）が東西に大きく分かれる（下諏訪宿にて中山道から甲州街道が分岐する）。西側に分かれた砥川の中洲（浮島）に小さな浮島社が鎮座している（さらにその西方の川向に「万治の石仏」[45]がある）。その砥川に架かる橋の袂（浮島側）には，「一番に　乙鳥（つばめ）のくぐる　ちのわ哉」と刻まれた小林一茶（1763（宝暦13年）～1827（文政10年））の句碑が

44　諏訪市教育委員会・前掲『河合曽良』によれば，「諏訪には，長子から家を出ていき末子が跡を継ぐ『末子相続』の風習があったといい，曽良もそれにならったとの説もあります」（同書１頁）と説明されている。

45　画家岡本太郎が「万治の石仏」を見て絶賛したことから全国的に知られることとなった。現地の案内板は「万治の石仏と伝説」と題して以下のように記している。「南無阿弥陀仏万治３年（1660）11月１日　願主明誉浄候光心誉廣春　伝説によると諏訪大社下社（春宮）に石の大鳥居を造る時，この石を材料にしようとノミを入れたところ傷口から血が流れ出したので，石工達は恐れをなし仕事をやめた（ノミの跡は現在でも残っている）その夜石工の夢枕に上原山（茅野市）に良い石材があると告げられ果たしてそこに良材を見つける事ができ鳥居は完成したというのである。石工達は，この石に阿弥陀如をまつって記念とした。尚，この地籍はこの石仏にちなんで古くから下諏訪町字石仏となっている。下諏訪町」

建っている（「ちのわ」とは，茅の輪（夏祓えに用いるチガヤで作った輪）のことであり，「これをくぐれば疫病よけとなる」[46]とされ，全国的に広く行われている。砥川は，上述のように，「五兵衛せぎ」を通して岡谷の荒れ地に余り水を引いてきた川であり，今日も勢いよく流れている）。

信濃国水内郡柏原村（現在の長野県上水内郡信濃町）出身の一茶（本名小林弥太郎，河合曽良没62年後に生まれている）は，諏訪を度々訪れており，自ら敬慕する芭蕉の「おくのほそ道」の旅に同行した河合曽良の郷里が諏訪であることや諏訪の正願寺に曽良の供養碑があること等，俳諧師として当然知っていたに違いない（芭蕉は，「おくのほそ道」にて「象潟は憾むがごとし，寂しさに悲しびを加えて，地勢魂を悩ますに似たり」といい「象潟や雨に西施が　ねぶの花」[47]と詠んでおり，一茶もまた寛政元年８月（27歳の時）に奥羽旅行を敢行し秋田・盛岡などを巡り，象潟にて「象潟も　けふは恨まず　花の春」[48]と詠んでいる）。ただ，諏訪の末子相続なる旧慣を一茶自身知っていたかどうかは分からない。

46　丸山・前掲『新訂一茶俳句集』214頁1116の脚注参照。参考までに，長野日報「天竜川水紀行」（「砥川の清流に囲まれた島」）による紹介の一部を引用しておこう。「この島で毎夏，半年の汚れや，けがれを払う茅の輪くぐりが行われる。この神事を，俳人小林一茶は『一番に乙鳥（つばめ）のくぐるちのわ哉』の句として残した。砥川の清流に囲まれた小さな島は，祭神の鎮座する同社境内末社で，古くから宮仕えのみそぎの場としても知られている。……普段は穏やかな浮島。だが，大雨に見舞われ砥川の流れが急になると，濁流に囲まれた「危険な島」へと顔色を変える。最近も豪雨に伴う増水で，島全体が水没することがあった。周辺に暮らす人たちは浮島の様子を見ては水の猛威，出水の恐ろしさを確かめる。伝説では，浮島はどんな増水時にも流されることはなかった，といわれる。これは下社七不思議の一つとされている。」（長野日報 HP より長野日報環境企画「天竜川水紀行」の「親水11」を検索）。

47　松尾芭蕉/穎原退蔵・尾形仂訳注・前掲『新版おくのほそ道』46頁。なお，この句につき，「象潟は雨に朦朧とうちけぶり，その中からかの美人西施の憂いに目をとざした悩ましげな俤がそぞろに浮かんでくるような感じがされたが，西施の俤と見たは，実は岸辺べに茂るねむの花の雨にそぼぬれた姿であった」（同書126頁）との評釈がなされている。

48　丸山一彦校注『新訂一茶俳句集』（2004年・岩波文庫）12頁，小林一茶/玉城司訳注『一茶句集』（2013年・角川ソフィア文庫）576頁（小林一茶・略年譜）参照。

⑵　ところで，一茶が父弥五兵衛の遺産の分割をめぐり，弟専六（継母の子で仙六とも記され，後に弥兵衛と改名）と長期に渡って争った話はよく知られている。一茶は，上述のように1763年（宝暦13）年に，父弥兵衛・母くにとの間に農家の長男として生まれた。1765年（明和２年）一茶３歳の時に母没，1770年（明和８年）一茶８歳の時に父再婚（継母さつ），1772年（安永１年）一茶10歳の時に専六出生，1776年（安永５年）一茶14歳の時に祖母かな没，1777年（安永６年）一茶15歳の時に出郷（江戸へ出たがその後10年間は消息不明），1787年（天明７年）刊行の『真左古』（まさご）という俳書に初めて一茶の作品が現れてくるとされている[49]。

柏原は，長野県北部（北信＝北信濃）に位置する山村で，周囲には，飯縄山（飯綱山），戸隠山，黒姫山，妙高山，斑尾山のいわゆる北信五岳が聳え立つ。この地域を縦断する北国街道は，古くから信濃国府と越後国府とを結ぶ官道として栄え，牟礼・古間・柏原・野尻等が宿場町として賑わい，野尻湖北岸の野尻城や野尻湖上の琵琶島（弁天島）が川中島の合戦の折に武田軍と上杉軍の争奪の地になるなど[50]，当地域は陸上交通上及び軍事上の要衝でもあったようである。小林・前掲『一茶――その生涯と文学』によれば，1618年（天和４年）当時の柏原村の石高は86石であったが，1627年（寛永４年）には115石，1666年（寛文６年）には新田が加わって667石，1680年（延宝８年）には1189石に増え，この頃に開拓がほぼ終わったためか石高も以後はそれほど増えておらず[51]，柏原宿の戸数・人口については，1680年（延宝８年）72戸（人数不明），1797年（寛政９年）109戸461人，1811年（文化８年）104戸458人，1822年（文政５年）112戸471人となっている[52]。

---

[49]　小林計一郎『一茶――その生涯と文学』（2003年・信濃毎日新聞社）375頁以下の「一茶略年譜」及び矢羽勝幸（日本の作家100人）『小林一茶――人と文学』（2004年・勉誠出版）223頁以下の「年譜」を参照。

[50]　信濃町誌編纂委員会編集（小林計一郎監修）『信濃町誌』（1968年・発行人：信濃町長松木重一郎）101頁～102頁及び1090頁～1091頁参照。

[51]　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』46頁の（表Ａ）参照。

[52]　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』46頁の（表Ｂ）参照。

一茶の出生時（1763年・宝暦13年）の父弥五兵衛は，石高６石余の中くらいの農家であったが，一茶３歳の時に妻に先立たれて以降持高は半減し一茶出郷前年（1776年・安永５年）は3.71石になっている[53]（この点に関しては後述する）。それでも弥五兵衛の家は一茶を江戸へ年季奉公に出さなければならないほど逼迫していたわけではなく，当時の柏原では「異例な家庭」[54]だったとされる。一茶を産んで２年後に他界した母親に代わって愛育してきた祖母の他界や継母との不和等により心身ともに落ち込んだ一茶を見かねて，父は一茶を江戸へ奉公に出したのである[55]。このように，一茶が出郷するに及んだ大きな理由は，経済的なものというより，むしろ家族問題（継母との不仲[56]）にあったようである。

江戸時代には，庶民の相続として，遺言相続が普通に行われており（これが原則であった），かつ，諸子均分相続（共同分割相続）が広く行われていたとされている。家産の分散を防ぐため長男に単独で承継させるという長子（長男）相続は，徳川時代における武士の間で行なわれてきたが，生産団体であった農業家族においても早くから行われていた（長男単独相続制）。ちなみに，東北地方の農漁村で見出された相続慣行として，初生子が女の場合，後から生まれた長男を分家させ相続人とはせず，長女に婿をとってこれに家督を継がせる姉家督という相続慣行もあったようである[57]。

北信濃の山間部では，均分相続の慣習があり，一茶の祖父弥五兵衛も兄弥五右衛門とほぼ均分に遺産を相続し分家したが，以下のように，一茶の父弥五兵衛も一茶と専六に財産を半分にして分け与たのは「ごく自然のやり方で

53　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』72頁の注(3)及び同書60頁（表３）「一茶家の持高変遷表」，同書61頁（表４）「柏原村民年貢納高階層」等を参照。

54　矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』13頁～14頁参照。

55　矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』７頁～11頁参照。

56　矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』14頁。ただ，丸山・前掲『新訂一茶俳句集』の「解説」372頁では，一茶を江戸へ出すことにした一つには，「生活の困窮による『口減らし』のためでもあったろう」とされている。

57　中川・泉・前掲『相続法〔第４版〕』21頁～22頁及び泉久雄『家族法読本』（2005年・有斐閣）161頁～164頁参照。

あった」[58]とされている。

⑶　一茶は，1791年（寛政３年）３月に14年ぶりに帰郷したが，翌1792年（寛政４年）３月には西国へと俳諧修行の旅に出た。これは1798年（寛政10年）まで６年余をかけた大旅行となった（この旅の締めくくりとして『さらば笠』という留別集が京の勝田吉兵衛から刊行されている）[59]。四国行脚を終え６月にいったん故郷に帰ったが，その後８月下旬に江戸へ戻り俳諧の活動を再開している。1801年（享和元年）３月に帰省した折，翌４月に父弥五兵衛が農作業中に傷寒によって倒れ，その後，５月21日に他界する。もっぱら一茶が父の看病に当たったようであるが，父は病臥にあって以下のような財産分配の話を切り出した。一茶の「父の終焉日記」（1801年（享和元年）４月23日の父の発病から５月23日の臨終，そして初七日に至るまでの30余日の出来事が記されている）の４月29日のところにその様子が記されている。

「父は，病の重り給ふにつけて，孤の我身の行末を案じ給ひてんや。いさゝか〔の〕所領，はらからと二ッ分にして與んとて，くるしき息の下より指図なし給ふに，『先中島てふ田と，河原てふ所の田を弟に附属せん』とありけるに，仙六，心に染ざりけん。父の仰せにそぶく。其日父と仙六いさかいして，事止ぬ。」[60]（下線は筆者による―「はらから」とは，異母弟の専六のこと）。

一茶研究で著名な矢羽勝幸氏によれば，「屋敷，田，畑，山林，家財一切を一茶と弟弥兵衛が公平に切半する」という遺産の分配（分割）が，「死期を悟った父によって四月二十九日に宣言された」とされるが[61]，このあたり

58　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』23頁，58頁～59頁参照。さらに，信濃町誌編纂委員会編集（小林計一郎監修）・前掲『信濃町誌』296頁～298頁等も参照。

59　一茶の西国漂遊及びその後の江戸での活躍については，矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』38頁～80頁参照。小林・前掲『一茶――その生涯と文学』43頁～45頁参照。

60　本稿では，丸山一彦・小林計一郎校注『一茶全集　第５巻』（1978年・信濃毎日新聞社）（「父の終焉日記」）72頁に拠った。ほかに荻原井泉水（序及校閲）・東松露香（校訂標註）『一茶遺稿　父の終焉日記』（1925年・岩波書店）13頁～14頁，矢羽勝幸校注『一茶　父の終焉日記・おらが春他一篇』（1992年・岩波文庫）12頁～13頁も参照。

61　矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』81頁。

から遺産をめぐる対立が始まるのである（分配の具体的内容については後述する）。さっそく，５月２日（「父の終焉日記」）の中で，「変起こりて，いとくるしび給ふに，母，例のあらがひに見もしむきもせず。弟は分地此かた，父の中よろしからず。いかに腹がはり（腹ちがい―カッコ内後藤）なりとも，かく浅ましくいどみあふとは，いはゆる過去敵どし（がたき同士―カッコ内後藤）とも思れ侍る」[62]といって弟と継母を非難している。

その後，間もなく，５月21に父弥五兵衛は69歳でこの世を去るが[63]，「本家立ち会いの上，弟に遺言を守ることを約束」[64]させたのである（下記「父の終焉日記」５月８日における解説の下線部分を参照）。この本家とは小林弥市のことであり，後述の「取極一札之事」及び「熟談書附之事」の二つの証文に署名している。

繰り返すが，父弥五郎の遺言は，北信濃における均分相続という慣習に従っただけのことであり，加えて，早くから一茶を江戸へ奉公に出したことに負い目を感じ一日も早く柏原に帰郷定住して貰いたいとの父の願いもあったようである[65]。

ちなみに，柏原の要職は二つの中村家（中村権左衛門：名主，中村六左衛門：本陣・問屋）とその有力分家が独占し，「そこにくいこむことのできる数少ない家柄」[66]とされるくらい一茶の家系は由緒ただしいものであり，本家（弥市）に次ぐ要職を務めていたようである。父弥五兵衛の死去後，専六が名跡をついで弥五兵衛となり，その後の「取極一札之事」（後述）に際しての署名は弥兵衛となったが，これは，曾祖父弥兵衛の名を嗣いで弥五兵衛を弥兵衛と改めたのであろうとされている[67]。専六の子も弥兵衛の名を継いでいる。これに対して，一茶没の翌年に一茶の三番目の妻であったやおに遺

62　丸山・小林校注・前掲『一茶全集　第５巻』（「父の終焉日記」）73頁参照。
63　矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』80頁～83頁を参照。
64　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』382頁（「一茶略年譜」）参照。
65　矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』81頁。
66　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』55頁。
67　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』62頁。

児やたが生まれ，この娘婿の宇吉が弥五兵衛（一茶の父及び祖父の名）を名乗っている[68]。

前述の『父の終焉日記』の５月28日（父の初七日）の個所において，専六たちが遺言に背くかも知れないと一茶は記している。すなわち，「初七日なえば，父のいまそかりける時，我に妻むかへしとてとどめよと人に云，おのれにも戒られしが，ある人の中に，聞かぬふりに空耳したる人あり（「空耳したる人」とは，丸山・小林校注・前掲『一茶全集　第５巻』の文末の注によれば，「暗に継母や仙六を指す」とある――括弧内筆者・以下同じ）。ことに六欲兼備の輩，遺言にそふかは。……返しなきに，無下に里出せんも（「相手の返答もないうちに，むやみに郷里を出てゆくのも」），亡父の心にそぶか(く)くかと，しめ野分くる（「所有地を分配する」）を談じあひけるに，父の遺言守るとなれば，母屋（「本家の小林弥市を指す」）の人のさしずに任せて，其日はやみぬ。」[69]（下線は筆者によるが，この部分に関して，矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』は，「いや，相手の返答がないうちに，むやみに故郷を出るのも，父の仰せにそむくことになろうかと思い返し，所有地の分割について談合したところ，父の遺言を守るということなので，母屋の人の指図に任せて，今日はこれで切り上げた。」[70]と解説する）。

⑷　江戸でまだ俳諧師の生活を続けたい一茶は，いったん江戸に戻ったが，相変わらず「浮草のような流寓生活が続いていた。しかし，孤独と貧困に耐えながら，なお，江戸における俳人としての望みをかけ……知識欲を燃やして懸命の精進を続けて……すでに四十代の半ばに踏み込んで，なお貧乏の生活が続き，また業俳として一家を成す目安も一向にたたないままに，故郷への帰心はいよいよ抑えがたくなってきた」[71]というのである。当時の江戸における著名な俳人たちは俳諧の収入をあてにする必要のない裕福な人ばかり

68　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』69頁～72頁参照。

69　丸山・小林校注・前掲『一茶全集　第５巻』（「父の終焉日記」）85頁～86頁。

70　矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』82頁。

71　丸山・前掲『新訂一茶俳句集』の「解説」375頁～376頁。

であったが，一茶は，「徒手空拳唯ひとつ俳諧のみの特技をもって厳しい他郷に生活し……先祖伝来の家も土地もない，親族のいない江戸において，これは誰がみても無謀に近い行為であった。」[72]

1807年（文化４年）父の七回忌法要のために帰郷した折，一茶は遺産分割の話を持ち出して弟に実行を迫ったがまとまらなかった[73]。小林・前掲『一茶――その生涯と文学』によれば，専六としては，父弥五兵衛の財産は，「自分たちが築いたものだと考えていたと思われるし，また事実そういう面があったのである。寛政以後持高が少し減少しているのは，弥五兵衛の病気のためであろう。しかしわざわざ善光寺から法橋の冠位をもつ名医を招くなど，手厚い看護を加えたり，葬儀には信濃第一位の真宗寺院康楽寺の住職を招くなど，かなりの貯蓄もあったらしい。しかも，弥五兵衛が死ぬと，専六はたちまち家運をもりかえした。専六は享和２，３年の間に，半左衛門・四郎次・三左衛門から少しずつ田を買い集め」[74]たとされる。詳細は後述するが，一茶が江戸へ出た当時の小林家の持高3.71石が父弥兵衛死亡時（相続開始時）には7.09石に増え，遺産分割の前年には9.1石余にまで増えており，専六の働き者としての人柄が窺える。

父が死去してから文化10年の「熟談書附之事」（後述）によって完全決着が図られるまでのおよそ13年もの間，「義弟仙六と常に紛争絶えざりしは一に此日の遺言を守らざりしに基くべし」[75]ともいわれる。ただ，父を助けて一所懸命働き家産の維持・増加に尽くしてきた専六の立場を考慮するならば，ただ形式的に折半するやり方に納得できない専六の言い分も解からないではない[76]。この点は後で考えることにしたい。

≪参考までに，藤沢周平『一茶』は，祖母の三十三回忌の知らせということ

72　矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』105頁～106頁。

73　遺産問題については，主に，矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』128頁～131頁及び小林・前掲『一茶――その生涯と文学』61頁以下等を参考にした。

74　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』61頁。

75　荻原井泉水・東松露香・前掲『一茶遺稿　父の終焉日記』14頁～15頁の註を参照。

76　矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』81頁も同旨。

で江戸の一茶を訪ねたときの専六を次のように描いている。実に言い得て妙である――「半分て言わなきゃいいんだよ，兄貴も」仙六が，うつむいて小さな声で言った。「え？」「いや，財産分けの話だけどな」仙六は顔をあげて，口籠るように言った。「おれも，まさか兄貴の暮らしが，こんなふうだとは思わないから，この前はきついことを言ったが，こりゃ少し考えなきゃならんなあ」[77]　なお，田辺聖子の『ひねくれ一茶』では，遺産分割の割り合を七三ならどうかと専六に言わせている[78]。≫

【弟専六の主張は，今日の相続法でいえば寄与分の問題となる。民法904条の２は，法定相続分を修正するため，「被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付，被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与」をした相続人（特別寄与者）に対して，一定の補償（寄与分）を与えると定める。例えば，農業や商業等の自営業家族において，相続人の一人が無償で家業に従事したり親を扶養したりしている場合などがそうである[79]。特別寄与者の相続分の算定については，相続開始時の被相続人の財産から寄与分額を控除した額を相続財産とみなし（「みなし相続財産」），これに各相続人の法定（または指定）相続分を乗じて各相続人の「本来の相続分」を算出し，それに寄与分額を加えた額をもって寄与相続人の「結局の相続分」とするとされている（民法904条の２第１項参照）[80]。一茶の時代に現行民法を持ち込んでも始まらないが，専六の言い分を今日の相続法の視点で考えるとどうなるか，この点も後述することにしよう。】

⑸　付言すると，遺言に関して細かいことではあるが，『父の終焉日記』の４月29日の中で，弟と「二ッ分にして與んとて，くるしき息の下より指図なし給ふに，……」との記述はあったが，そのことを筆記した遺言書あるいは

77　藤沢周平『一茶』（2013年・文春文庫）265頁参照。

78　田辺聖子『ひねくれ一茶』（2013年・講談社文庫）258頁～259頁参照。

79　泉・前掲『家族法読本』210頁参照。

80　泉・前掲『家族法読本』211頁参照。

遺言状が作成されたということは書かれていない。５月21日に父が死去するが，その後，上述した５月28日の日記（「本文」における最終日）でも「父の遺言守るとなれば……」と記しているように，遺言書ないし遺言状の存在を直接に示す表現にはなっていない。その後，一茶48歳から56歳（1810年（文化７年）～1818年（文化15年））に至るまでの手記である「七番日記」の中の1813年（文化10年）正月26日の個所に「遺言ノ家及倉……仙六因不得心明廿七日出立東都御糺所ニ為上訴」[81]との記述がみられるが（詳しくは後述する），御糺所に訴えるというならば，少なくともその訴えを正当化するための決定的証拠たる遺言書（ないし遺書）を提出する必要があるだろうから，その前提として，一茶は遺言書を有していたものと推測しうる。

そして，後述の「取極一札之事」の中に「然上ハ，遺書抔等ニ而出シ候共，可為反故」（「然る上は，父の遺書等を出しても反故とします」）と書かれており，ここに「遺書」という表現が出てくる（この「遺書」と書かれた箇所に「一茶」の押印がある[82]）。ただ，その遺書自体，父が自ら筆を執って書いたものなのか，それとも，病臥の父の言葉（口授）を誰かが筆記したものなのか定かでないが，遺言書（遺書）はたしかにあったと考えてよいだろう。一茶に関する多くの文献も遺言書ないし遺言状の存在を当然視しているようである[83]。

≪参考までに，藤沢周平の小説『一茶』は，その辺りを次のように描いている――弥五兵衛はそう言って，しばらく目をつぶったが，やがて一茶が墨をふくませた筆を握らせると，おぼつかない手つきで字を書きはじめた。途中

---

[81] 宮脇昌三・矢羽勝幸校注（信濃教育学会編集）『一茶全集　第３巻』（1976年・信濃毎日新聞社）（「七番日記」）212頁。

[82] 小林・前掲『一茶――その生涯と文学』64頁及び矢羽勝幸監修『《解説》一茶の生涯と文学』一茶記念館展示案内（2013年・一茶記念館）70頁の資料（「一茶・弥兵衛取極一札」）を参照。

[83] 信濃町誌編纂委員会編集（小林計一郎監修）・前掲『信濃町誌』301頁～302頁では，「一茶の父弥五兵衛は，その死病の床の中で，遺言状を認め，一茶に与えた。そこには財産の半分を一茶に譲ると書いてあり，継母・弟もその内容を承知していた」と説明されている。

何度か思案して筆をとめたが，やがて書き終わると一茶にそれを渡した。「この間言った財産二ッ分けのことが書いてある。大事にしまっておけや」弥五兵衛はそういうと，疲れたらしく急に胸を喘がせた。一茶はあわてて父親を横にならせた。それから遺言状に眼を走らせた。乱れてはいるがきちょうめんな字で，田畑から山林，屋敷まで二つに分け，ひとつを弥太郎にあたえる旨が書かれて居た。――これじゃ，義母や弟が承知するはずがないな。と一茶は思った。[84]≫

なお，石井良助先生の『日本法制史概説』によれば，江戸時代に，「遺言状のことは又書置，遺状，譲状等と云った。古くより末期に及んで作成して筋目なき遺言状は無効とされたが，御定書は，加判人のある慥かな譲状及び加判人がなくとも当人自筆にして印形の相違なく，書面も怪しくないものが，裁判になった場合，譲状の通り跡式を申付くべきも，格別筋違の遺言は吟味の上，筋目の者へ跡式を申付くべき旨定めて居る。江戸の遺言状は総領宛のものか若しくは総領並に五人組宛であった」[85]とされている。

≪上記の藤沢周平『一茶』は，父の初七日の法要が終わり集まった親戚もまだ揃っているときに，父からもらった遺言状を一茶が読み上げた後の場面を次のように描く――「どれどれ，その遺言状とやらを見せてもらおうか」本家の弥市がそう言い，一茶から書付を受け取ると丁寧に眺めた。「なるほど本物だ」と弥市は言ったが，すぐに分家もよけいなことをしてくれたものだ，という小さい声で続けた。その声は，不快な気持ちを隠していなかった。「どう思うね」弥一がそばに坐っているさつにそういった。……（中略）……「何十年も家にいなかった人の，急にここに住みたいから，財産はんぶんよこせと言われても，ちょっと，あたしらが，これまで何のために働いたかわからないようなものですよ」[86]≫

「さつ」とは一茶の継母（専六の母）であるが，さつのこのひと言がこの

84　藤沢・前掲『一茶』178頁～179頁。

85　石井良助『日本法制史概説』（1971年・創文社）507頁。

86　藤沢・前掲『一茶』188頁～189頁参照。

遺産分割問題の核心部分を端的に示している――実際にもこんなやり取りがあったのではなかろうか。

2．「取極一札之事」と「熟談書附之事」

⑴　1808年（文化５年）に祖母の三十三回忌法要に帰郷した際，再び遺言の実行を迫ったところ，弟もついに折れ，以下の「取極一札之事」（今日でいえば「遺産分割協議書」ということになろうか）が取り交わされた（矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』では，これに至るまでを第一次（遺産）交渉と説明しているが，本稿もそれに倣うことにする[87]）。この「取極一札之事」は，弥兵衛（専六），弥太郎（一茶），本家の弥市等が村役人に対し連名で提出した文書となっている[88]（括弧内は筆者による）

取極一札之事
　一　親遺言二付，配分田畑家鋪左通
　名所佐助沢
　一　田弐百苅　　高壱石四斗五升四合　　(1.454石)
　　同所畑　　高三斗九升三合　　田成　　(0.393石)
　名所中島
　一　田百苅　　高弐斗弐升八合　　(0.228石)
　　同所畑壱丁半鋤　　高七斗弐升八合　　(0.728石)
　名所五輪堂
　一　畑三丁半鋤　　高八斗三升七合五勺　　(0.8375石)
　一　山三ケ所　但中山弐割
　　作右衛門山　壱カ所

87　矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』110頁参照。

88　信濃町誌編纂委員会編集（小林計一郎監修）・前掲『信濃町誌』311頁の［資料二］に拠ったほか小林・前掲『一茶――その生涯と文学』63頁～64頁及び矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』107頁～108頁，矢羽（監修）・前掲『《解説》一茶の生涯と文学』70頁（資料）等も参考にした。

右弥太郎分

外家屋鋪半分　但南之方

世帯道具　　壱通

外夜具　　壱通

右之通引分，双方共申分無御座候。右ニ付当辰（文化五年）得米ニ而当年米穀・塩・噌・薪，御年貢・夫銭・高掛等差引，巨細勘定仕，差引過不足急度算用可仕候。

右之趣，村役人并親類立会，「紛失物迄」相済候上ハ，双方共已来彼是六ヶ敷義申間敷候。然上ハ，「遺書抔等ニ而出シ候共，可為反故。此上ハ」兄弟・親類共睦敷仕，百姓相続仕可申候。若異変申者有之候ハヾ，村人役人急度取計相背申間敷候。仍而為取替証文如件。

文化五辰年十一月

柏原村百姓　　弥兵衛㊞

同人兄　　弥太郎㊞

同人親類　　弥市㊞

当村御役人中

この「取極一札之事」において，一茶に分割された田畑の持高は，田2.075石，畑1.5655石，計3.6405石となる。上記の「田成」というのは，「水帳」では畑として登録されているが実際には田になっているということであろうとされる[89]（水帳（御図帳の意）というのは，一村の検地の結果が各筆毎に記載された検地帳のことであり[90]，一種の土地台帳であるが，一冊は村役人（名主）の許に置かれ，もう一冊は領主に提出された）。この3.64石程度というのは，「柏原では中の上くらいの持高である。柏原は田百苅が約一反（一説には一反半），畑二丁鋤が約一反といい伝えているから，一茶のもらうべき耕地は，だいたい田四～五反・畑三反くらいだったろう」[91]とされ

[89] 小林・前掲『一茶――その生涯と文学』65頁。

[90] 石井・前掲『日本法制史概説』447頁，513頁を参照。

ている。なお，遺言に従い遺産を半分に分割した結果として一茶が3.6405石相当の財産を手に入れたということの論理的帰結として，少なくとも，次の二つの点が明らかとなる。第一点は，当該分割によって専六の手許にも同程度（少なくとも同程度以上）の財産が残ったはずであるという点，第二点は，第一点の前提として，分割の対象とされた財産は，約7.28石（3.6405石×２人）であったはずであるという点，の二点である（理屈としてそう考えざるを得ないということである――詳細は後述する）。

小林・前掲『一茶――その生涯と文学』によれば，分割によって得た耕作地のおよそ半分は，「仁之倉の徳左衛門（従兄）に管理を委託し，徳左衛門はそれを佐次郎・新蔵などに小作させて，小作年貢籾十一表ほどをとっていた。これは金にして二両ほどにあたり，そのうち金一分は年貢金として徳左衛門から直接名主中村権左衛門に納めていた……。残りの半分は専六が小作していたのであろうと思われるが，よくわからない」[92]という（徳左衛門は，一茶の実母の兄の子であり，一茶の後見人のような立場にあったようである）。

一茶は，出郷後も父弥五兵衛の家族として宗門帳に記載され，父の死後は弥五兵衛の名跡をついだ専六の兄として名をとどめていたが[93]，文化６年（1809年）47歳にして漸く宗門帳に戸主弥太郎として，また，柏原村の年貢関係の書類に本百姓として登場するようになった[94]。専六や継母の働きによって財産は増えたが，一茶は，父弥五兵衛の「遺書を有力な証拠物件として強力に父の財産分割を要求し，ついにその獲得に成功した」[95]のである。

91　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』65頁。同書66頁では，「財産分割後も，専六および一茶は，それぞれ村内の中流以上の持高をもっていた（……年貢一分未満のＥクラスは半ばを占めるのに対し，専六はＢ，一茶はＣクラスである）」とされている。

92　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』66頁～67頁のほか同書65頁の「辰御年貢皆済庭帳」参照。

93　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』61頁から62頁参照。

94　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』62頁及び65頁，さらに，矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』109頁，矢羽（監修）・前掲『《解説》一茶の生涯と文学』40頁（年譜）等も参照。

「取極一札之事」において「親類」という肩書で署名している弥市は一茶家の本家筋に当たり[96]，後述の「熟談書附之事」の際にも署名している。また，この「取極一札之事」は名主嘉左衛門の筆によるもので，以後，遺言状は不要ということで嘉左衛門が「預かってしまったらしい」[97]とされている。その後，遺言状がどうなったか分からないが，信濃町柏原の一茶記念館側の話によれば[98]，遺言書は現存しておらず，遺産を二人で分けよという父の遺言書の話はもっぱら上述の『父の終焉日記』に基づいている，とのことである。要するに，遺言書の正確な内容・文面の正確な内容――たとえば，兄弟半分ずつ分けよというようにいわゆる相続分の指定をしたのか，あるいは，この田は一茶，あの田は仙六というように分割方法の指定をしたのか――に関して，正確なことなよく分からない。

⑵　遺産分割の取り決めは以上の通りであるが，それでは，分割の時点において，実際に小林家の財産はどれだけあり，分割対象となった財産は実際にどれくらいあったのだろうか。また，実際，分割の実行によって専六にはどれだけ残ったのだろうか。これらについては「取極一札之事」に記されていないが，下記の「辰御年貢皆済庭帳」（文化六年仕立）という資料（この「辰」は文化５年に当たる）から，その大凡を知ることができる（この資料につき，小林・前掲『一茶――その生涯と文学』65頁の「一茶家と弥兵衛家の持高変遷表」以下に一茶（弥太郎）の分，そして，同書75頁の注⑼以下に専六（弥兵衛）の分がそれぞれ掲載されており（下記資料），さらに，その資料に拠ると思われる文化６年の一茶及び専六の持高等が示されている（下記〈Ａ表〉参照）――本稿も，多くは同書において示されている数値（持高）を参考にし，かつ相続財産の計算の基礎としたことを付記しておきた

95　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』65頁。

96　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』64頁。

97　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』65頁。

98　前掲の矢羽（監修）『《解説》一茶の生涯と文学』は一茶記念館を訪れた際に購入したものであるが，その後，電話にて一茶に関する資料や文献等につき当記念館学芸員の方より丁寧なご教示を頂いたことを付記しておきたい。

い)。

以下の「辰御年貢皆済庭帳」(抜粋)を通して,一茶(弥太郎)と専六(弥兵衛)の分割前後の財産状況(田畑の持高の内容)を整理しておこう(括弧内及び下線は筆者による)。「財産分割直後」[99]の一茶・専六の財産状況がある程度明確になってくる。

〈弥太郎〉

一,佐助沢　田高一石四斗五升六合　弥兵衛より取　(1.456石)
　中島半分　同　一斗一升四合　同断　(0.114石)
　〆　田高　一石五斗七升　(1.57石)
　　此米三斗二升八合八勺
　佐助沢田成　畑高三斗九升三合　弥兵衛より取　(0.393石)
　中島田成　同　三斗六升二合　同断　(0.362石)
　柴沢山　同　二斗三升四合　同断　(0.234石)
　五輪堂　同　八斗三升七合五勺　同断　(0.8375石)
　〆　畑高　一石八斗二升六合五勺　(1.8265石)
　　此米二斗六升一合五勺
　　……以下省略……

〈弥兵衛〉

一,田高五石一斗七升六合一勺　(5.1761石)
　　内
　高一石四斗五升六号　辰(文化5年)弥太郎方へ渡候　(1.456石)
　同　五斗六升七合　同四郎次方へ渡ス　(0.567石)
　同　一斗一升四合　同弥太郎方へ渡候　(0.114石)
　残　田高三石三升九合一勺　(3.0391石)
　　此米六斗三升六合三勺四才

[99] 小林・前掲『一茶――その生涯と文学』75頁の注(9)を参照。

一，畑高四石三升七合一勺三才　(4.03713石)
　内
佐助沢田成
　高三斗九升三合　辰弥太郎方へ引分　(0.393石)
中島田成
　同三斗六升二合　同断　(0.362石)
柴沢山
　同二斗三升四合　同断　(0.234石)
五輪堂
　同八斗三升七合五勺　同断　(0.8375石)
小以一石八斗二升六合五勺引　(1.8265石)
　残　畑高二石二斗一升六勺三才　(2.21063石)
　　此米三斗一升六合五勺六才
　　……以下省略……

(ア)　この資料を通して（これと「取極一札之事」が必ずしも合致しているわけではないが），分割前の一茶家の財産と遺産割後の財産の状況――弥兵衛（専六）が弥太郎（一茶）に渡した田畑の所在地と石高や分割によって専六の許に残った財産等の状況――の概要を摑むことができる（上記の「此米」は年貢高を表している[100]）。

①　弥兵衛（専六）に関する記載箇所から，一茶へ渡す前の財産――換言すれば，現に分割を実行する直前の小林家の全体の持高――として，田5.1761石，畑4.03713石，計9.21323石（下記〈A表〉〈B表〉では9.21石と表記している）があったことが分かる。これは，要するに，文化5年の小林家の持高に相当する財産ということになろう（文化6年に仕立てられた「辰御年貢皆済庭帳」とされている）。（〈A表〉（★）印の箇所及び〈B表〉（＊3）の箇

[100]　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』66頁参照。

所等を参照)。分割前年の9.10石とほとんど変わらない（〈A表〉の文化４年の欄を参照)。

② 9.21323石の中から，四郎次（前出：二・１・(4)）という人に（分割とは別に）0.567石（〈B表〉では0.56石と表記）を渡したことが分かる（それ以上のことは分からないが，この部分の財産が最初から分割の対象から外れている――専六自身が父の死後に増やした財産と考えるのが素直であろう)。これ（四郎次に渡した分）を9.21323石から差し引くと8.64623石（〈A表〉〈B表〉では8.65石と表記）が残る。そして，それを基にして具体的に下記③④のような処理がなされている。

③ 一茶の取り分につき，具体的には，専六から一茶へ田1.57石，畑1.8265石，計3.3965石（下記〈A表〉〈B表〉では3.40石と表示する）が渡され，これが実際に一茶に分割された石高となる。「取極一札之事」の時に取り決めた一茶の持高（田2.075石，畑1.5655石，計 3.6409石）と比べると，分割の実行後には田0.505石減，畑0.261石増，計0.2444石減となっている（もっとも，渡された畑の中には「田成」があるので，これを田として勘定すると，田2.325石（0.25石増)，畑1.0715石（0.494石減）となり[101]，田の方が少々増える)。

④ 専六の取り分につき，一茶に渡した後の専六の田の「残」3.0391石及び畑の「残」2.21063石の合計5.24973石（下記〈A表〉及び〈B表〉では5.25石と表示する）が分割の実行後に専六の手許に残った財産となる。

(イ) つぎに，分割以前の小林家（一茶の実家）の持高を見ておこう（〈A表〉)。一茶が出郷する前年1776年（安永５年）の持高3.71石が，父弥五兵衛が死去した1801年（享和元年）には7.09石，分割前年の1807年（文化４年）には9.10石と増加していることに注意したい。

---

[101] 小林・前掲『一茶――その生涯と文学』66頁参照。

〈A表〉〔遺産分割前後の財産状況〕

	一茶(田畑計)	専六(田畑計)	小林家の計	備　考
1763(宝暦13)年			6.05石	一茶出生――1765(明和２)年母没
1772(安永元)年			3.71石	専六出生
1776(安永５)年			3.71石	一茶出郷の前年
1801(享和元)年			7.09石	父弥五兵衛没
1804(文化元)年			9.10石	
1807(文化４)年			9.10石	分割前年
1808(文化５)年			9.21石(★)	11月「取極一札之事」(一茶：3.64石)
1809(文化６)年	3.40石	5.25石		分割後（分割翌年）
1811(文化８)年	4.11石	5.47石		
1813(文化10)年	4.11石	5.47石		「熟談書附之事」(遺産問題最終決着)
1823(文政６)年	4.11石	6.35石		

【宝暦13年から文化４年までは小林・前掲『一茶――その生涯と文学』60頁の表３「一茶家の持高変遷表」及び同書59頁の表２「小林家の石高推移」等の一部を引用した（小林計一郎氏によれば，上記の表２につき，「柏原村年貢皆済庭帳（中村英雄氏蔵）により作製」とされ，「この持高は柏原本村分のみである。新田分にも多少の持分があったかもしれない」とされている。また，文化８年及び10についても同書64頁の表５「一茶家・弥兵衛家持高変遷表」を一部引用した。なお，文化５年の「小林家全体の計」の箇所（★）は筆者によるものである。】

(ウ)　以上のことを踏まえた上で，さらに検討を加えてみよう。

①　まず，すでに触れたように，文化５年11月の「取極一札之事」における分割の取り決めに際して，一茶は，「二ッ分」（折半）という父の遺言を盾にとり，結局，3.64石を手に入れることになったのであるから，専六もまた「分割」によって少なくとも3.64石程度の財産を手にした（手許に残った）はずである，という理屈になる。そして，その前提として，遺産分割の対象とされた財産というものが観念されなければならないが，この場合には，

7.28石（3.64石×２人）程度の財産が分割の対象とされたのであろうと思われる（下記〈Ｂ表〉の上の図を参照）。

②　ところが，折半ということで現実に遺産分割が実行された結果，一茶に3.40石が行き，専六に5.25石が残っている（計8.64石――上記〈Ａ表〉の文化６年の欄を参照）。遺産のおよそ40％が一茶に，同じく60％が専六に行ったことになるが，これでは，どうみても折半とはいえない。「取極一札之事」において取り決めた3.64石と比べると，一茶は0.25石の減少，専六は1.61石の増加となっている（下記〈Ｂ表〉の（＊1）及び（＊2）参照）。しかしながら，この分割実行の結果そのものに対して，一茶が特に文句をつけた様子はどうもなさそうであるから，この点については，一茶も納得していたのであろう。

③　上記の一茶の減少分については――「取極一札之事」で決めた諸経費等に関係するのかどうかも含めて――よく分からないが，専六の1.61石増については，次のように考ええることができるであろう。すなわち，この1.61石に相当する財産）に関しては，分割時に遺産分割の対象として扱わない（対象から外す）ものとし，これを一茶も承知していたのではないか，ということである――どうもそのように考えるのが自然ではなかろうか。

要するに，専六の許に残った財産の中には，分割の対象にしなかった部分1.61石が含まれているのであって，この部分こそ，専六が父の死後自ら買い入れるなどして増やした部分ということになるわけである。そして，この1.61石と上述㈦②で述べた四郎次へ渡した分0.567石を合わせると2.197石（分割の対象から外れた財産，すなわち，父の死後に専六が増やした財産の合計）となり，これが下記④の2.01石とほぼ重なってくるのである。

④　〈表Ａ〉〔遺産分割前後の財産状況〕をみると，享和元年に父弥五兵衛が死去した時の7.09石から文化４年（遺産分割の前年（「取極一札之事」の前年）の9.10石へと2.01石ほど増加している。この増加部分は父の死後に専六自身が買い入れた部分にほかならないが（細かいことをいえば，継母の働き分も幾分あったに違いない），この辺りの経緯ないし事情を――上記③で

みたように――実際の分割の実行に際して反映させたのであろう。

以上，縷々述べてきたことをここで整理すると，つぎのようになる。

〈B表〉

〔取極時〕

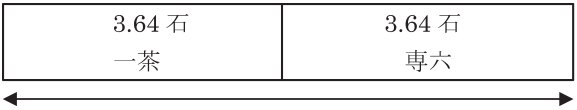

取極時に分割対象となった財産の合計（7.28石）

〔分割実行直後〕

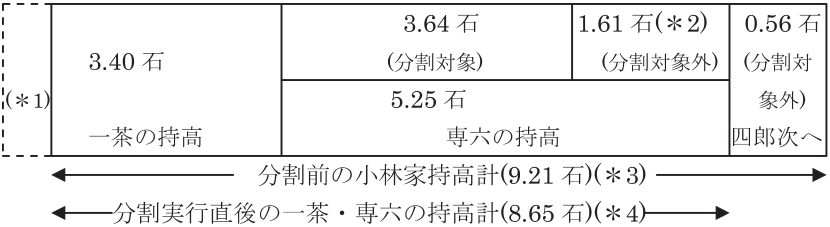

（＊1）　分割実行直後の一茶の持高が取極時3.64石と比して0.24石の減。

（＊2）　分割実行直後の専六の持高が取極時3.64石と比して1.61石の増――これは父死亡後から分割前までの間に専六が増やした部分であろうと思われ，分割の対象としなかった財産ということになろう。「寛政以後十石内外を持ち続け，村内百三四十戸のうち，二十戸以内の高持となった。これは一茶出郷中のことで，一茶家の財産増加およびその維持には，継母および異母弟の力が大きかったらしい」とされる[102]。

（＊3）　分割する前（専六が一茶や四郎次らに渡す「前」）の持高計である。

（＊4）　四郎次に渡した0.56石を除いた分。

⑤　以上のように，一茶が分割の実行後に手にした3.40石は――「取極一札之事」では3.64石――柏原出郷当時の父の持高3.71石に近く，また，父死亡時の持高7.09石の半分にも近接していることがわかる[103]。要するに，遺産を半分に分けよという遺言は，当時の財産が７石余でありその半分が一茶出

[102]　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』72頁の注(4)。

[103]　丸山・前掲『新訂一茶俳句集』の「解説」377頁参照。

郷前の父の財産にほぼ相当すること（一茶出郷当時５歳前後の幼児である専六は，この部分の財産とは何らかかわりがないと父は考えたのであろうか），一茶が故郷を離れて暮らすに至った特殊な事情及び専六が父の許で一緒に働いてきた事情等々を熟慮した上での父の最終意思に基づく処分（終意処分）であり，財産（家産）や家族に精通する父親であればこそなしえる冷静な判断・配分であったといえるのではなかろうか。

父の遺言通りに一茶も「二ッ分」（折半）を主張したが，それは，実質的に（上述のように）一茶の出郷後に増えた財産（専六の働きが含まれた財産――もちろん専六のみならず父親や継母の働きも当然含まれていたに違いない）に食い込むような内容のものではなかったのである。父の死亡時に29歳にもなっている専六がその辺りの経緯・事情等を把握していないわけがない。とすれば，専六の不満とは一体何だったのであろうか。思うに，一茶が出郷する前の財産3.71石といえども，それは，父とともに自分たち（専六及び継母）が頑張って働いて維持してきたからこそ残ったのであって，そういう事情をまったく考慮することなく形式的に「二ッ分」とするのは，それこそ割に合わない，兄貴の「貰い過ぎ」「取り過ぎ」である，とそんなことを弟専六はいいたかったのではなかろうか（もし，そうだとすれば，上述したが，専六の言い分は，今日においても「寄与分」の問題として通じるものがある）。

それはともかく，分割については，専六の方が折れ，遺言通り「二ッ分」に沿って行われたが，これで遺産争いがすべて解決したというわけではなかった。

(3)　『七番日記』の「文化10年正月26日晴」（1813年）の個所で，一茶は，「遺言ノ家及倉其外籾滞金卅両為引取　仙六因不得心明廿七日出立東都御糺所ニ為上訴　然所妙専寺御坊因乞和延引」[104]と記している（下線は筆者による）。宮脇・矢羽校注・前掲『一茶全集　第３巻』（「七番日記」）によれば，

[104]　宮脇・矢羽校注・前掲『一茶全集　第３巻』（「七番日記」）212頁，丸山一彦校注『一茶　七番日記（上）』（2005年・岩波文庫）332頁等を参照。

この個所に付した注記として，「享和元年父死亡の後，遺言による遺産は文化五年に分割された。一茶は享和元年から文化四年までの田畑の収益及び家賃を金に換算（三十両）し，弟仙六に請求したのである。仙六はこの申し入れを拒否したので，一茶は江戸の評定所に訴えようとした。この兄弟げんかの仲裁に入ったのが菩提寺の明専寺住職であった」[105]とある。この一茶の新たな要求（第二次要求[106]）があったため，結局，「第一次交渉で決着したはずの家屋分割もしだいにのびのび」[107]になってしまった。一茶がこのような要求を出すに至った事情は分からないが，「第一次交渉のため江戸からはるばる足を運びながら白湯一杯も出さなかった弟への腹いせともいえる，見方をかえれば意地の悪い欲求であった」[108]ともいわれるほか，一茶の背後にいる従兄徳左衛門（分割後の耕作地の半分近くを徳左衛門の管理に委ねている）の存在も指摘されている（後述）。

なお，この一茶の30両に関する第二次要求が出された時期について，矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』によれば，文化５年のこととされているようである。すなわち，「文化５年，一茶は第一次交渉で一応の成果を上げながらも，第二次要求を出したために再び決裂，『取極一札之事』を持ってすごすごと江戸へもどった」と説明されている[109]。ただ，一茶の30両支払請求（第二次要求）に関する件は，上述の如く，『七番日記』の「文化10正月26日」の箇所に記されており，これを踏まえてのことと思われるが，信濃町誌編纂委員会編集『信濃町誌』では文化10年のこととされており[110]，そ

105　宮脇・矢羽校注・前掲『一茶全集　第３巻』（「七番日記」）212頁（さらに，丸山・前掲『一茶　七番日記（上）』333頁参照）。

106　矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』110頁以下の使用例に倣った――この時の要求が第二次要求であり，そのための交渉が第二次交渉であるとの説明に倣うことにする。

107　矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』110頁，矢羽（監修）・前掲『《解説》一茶の生涯と文学』70頁（資料「一茶・弥兵衛熟談書付」）及び同書７頁（「江戸漂遊と遺産問題」）等参照。なお，「第一次交渉」とは，「取極一札之事」を取り交わすまでの交渉のことである（矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』110頁参照）。

108　矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』110頁。

109　矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』110頁，同231頁（年譜）などを参照。

れぞれ見方が異なる（参考までに，藤沢周平『一茶』では，文化10年正月19日の弥五兵衛の十三回忌の直後にこの要求を出したことになっている[111]）。

文化５年の『取極一札之事』により「家屋舗半分　但南之方」と取り極めたはずなのに，その後それがまったく進まないだけでなく，一茶が帰郷の折，実家に泊めてさえもらえなかったのは，分割間もない頃（文化５年）の「意地の悪い」あの要求があったからとも思える。しかし，他方では，なかなか分割の進まないことに業を煮やし遂に強硬策に打って出たのがあの第二次要求であった（田舎暮らしの専六にしてみれば江戸で訴えられるなどというのは想像を絶するとんでもない事態に違いない）と思ったりもする。どちらともいえないが，いずれにせよ，一茶のこの30両の請求の件は，次の「熟談書附之事」によって決着がつくことになる。

ここで，父が死去した頃からの経過を改めて整理しておこう[112]（上述と重なる箇所も多少あるが再確認ということでご理解願いたい）。

①　1801年（享和元年）：４月に一茶帰郷し病床の父を看病，父が「二ッ分」という遺言を残し，５月21日，65歳で死去。一茶はこの年より伝馬役金を納めている。

②　1807年（文化４年）：７月に父の七回忌法要のため帰郷。遺産交渉を迫ったが進展せず10月８日にいったん江戸へ戻り，下旬にまた帰郷。11月５日，柏原の実家に入り遺産分割の交渉。専六の抵抗強く進まず。11月19日江戸に戻る。

③　1808年（文化５年）：専六，２月に江戸の一茶を訪ねる。７月祖母三十三回忌に出席，11月に弟専六と父の遺産を折半する約束を交わし（第一次遺産交渉），「取極一札之事」を作成し村役人に提出。この年から一茶は，「はじめて戸主・弥太郎として宗門帳にあらわれ」（上述），家と家財以外の分割

110　信濃町誌編纂委員会編集（小林計一郎監修）・前掲『信濃町誌』302頁。

111　藤沢・前掲『一茶』314頁参照。

112　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』の「一茶略年譜」382頁以下，矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』の「年譜」226頁以下，」110頁以下，矢羽（監修）・前掲『《解説》一茶の生涯と文学』39頁以下等をもっぱら参考にした。

は「確実に実行され，柏原の年貢関係の書類には，一茶は文化６年……から本百姓弥太郎としてあらわれてくる。」（上述）。しかし，その後，決着したはずの家屋の分割も行われないままになり，以後の帰郷に際しての宿泊にも困ることになる（第二次要求を出したためか？）12月に一茶「取極一札之事」をもって江戸へ帰る。

④　1809年（文化６年）：４月に帰郷し第二次交渉。従兄の宮沢徳右衛門宅に二泊した後，方々に泊まり歩き，５月18日には借家をして交渉に当たるが進まず，その冬に江戸へ戻る。

⑤　1810年（文化７年）：５月に帰郷し，名主嘉左衛門を訪問。その後，実家へ行ったが，素湯（さゆ）の一つも出してくれず，旅籠小升屋に宿泊。「七番日記」では，「村長誰かれに逢ひて我家に入る。きのふの心の占のごとく素湯一つとも云ざればそこそこにして出る」と記し，「故郷や夜も障るも茨の花」と詠んでいる（一茶の３番目の妻やおは小升屋の奉公人であったという[113]）。26日に江戸へ。

⑥　1812年（文化９年）：一茶50歳。６月と12月に帰郷し遺産交渉。６月の時は柏原本陣の中村家や旅籠小升屋に宿泊して交渉に当たるも進まず。12月の時は江戸に別れを告げ，柏原永住を期しての帰郷（「是がまあ　ついの栖か　雪五尺」[114]と詠んでいる）。「不退転の決意」をもって交渉に臨み，岡右衛門の借家にて年を越す[115]。

⑦　1813年（文化10年）：一茶51歳。１月に一茶（51歳）30両の支払いを要求（？），菩提寺明専寺の和尚が間に入り，下記の「熟談書附之事」を取り交わす。

⑷　第二次交渉の末に漸く取り交わした「熟談書附之事」には，以下のようなことが書かれている[116]。（括弧内は筆者による）。

113　宮脇・矢羽校注・前掲『一茶全集　第３巻』（「七番日記」）61頁の注８を参照。

114　丸山・前掲『新訂一茶俳句集』172頁参照（文化９年（一茶50歳）の句である――同書153頁参照）。

115　矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』111頁，114頁，128頁，を参照。

熟談書附之事

弥太郎申立之趣，享和元酉年親弥五兵衛死去之節，遺言ニ而田畑・家屋敷・山林譲請，其砌早速引分可申処，彼是及延引，去ル文化五辰年引分相済申候。然所，酉（享和元年）ヨリ卯（文化４年）迄七ヶ年之間，田畑得米，弟専六方ニ取込置候分，此度元利共ニ受取申度段，并酉年以来弥太郎分家屋敷も専六住居致候ニ付，右家賃も受取申度段申之，右ニ付拙者共立入，双方熟談之上取究之趣左之通

一　右得米代金・家賃等諸事弥太郎申立之趣，至極尤之筋ニ有之，金高も過分（原文ママ）之儀ニ候得共，数年延置，此度勘定致候得者，専六家相続も難相成儀ニ付，立入人共より達而相詫，得米代金・家賃等之分として金拾壱両弐歩，専六より為指出，弥太郎江相渡，是二而万事相済シ呉候様及相談候処，熟談得心之上，慥ニ（たしかに）受取申候。然上者向後何二而も弥太郎より勘定掛合決而無之候。

一　家屋敷・家財等先達而議諚書付之通，此度引分相済候間，以来双方睦敷渡世可申致候。右之通双方熟談二而相済候上者，重而申分決而無之候。万一異変之儀も有之候ハヾ，加判之者共急度埒明可申候。為後日仍如件。

文化十酉正月

弥太郎　㊞
二野倉　徳左衛門　㊞
専六改名　弥兵衛　㊞
親類　弥市　㊞
立会人　銀蔵　㊞

弥太郎（一茶）の申し立ては次のようなものである。すなわち，1801年（享和元年）に親弥五兵衛が死去した折，遺言によって田畑，屋敷，山林を

116　信濃町誌編纂委員会編集（小林計一郎監修）・前掲『信濃町誌』310頁～311頁の［資料一］に拠った。さらに，矢羽（監修）・前掲『《解説》一茶の生涯と文学』70頁（資料）や矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』129頁～130頁等も参考にした。

譲り請けたが，その時に早速分割すべきところ，弟専六はあれこれ引き延ばしに及び，去る文化５年（1808年）に分割した，それなのに享和元年から文化４年までの７年間，田畑の得米を弟専六が自分のものとして取り込んできたのでその分の元利を受け取りたい，並びに享和元年以来家屋につき一茶の分も専六が居住してきたのでその家賃等（計30両――上述）も受け取りたい。この件につき，私たち立ち入り，双方熟談の上で次のように取り決めた。一，得米代金・家賃等諸々の事につき弥太郎の申し立てた内容は至極もっともであり，金高も過分（応分の意か[117]）と思われるが，専六は数年滞納しており此の度払えば家を相続することも難しくなるので，立入人たちよりたって詫びを入れ，得米代金・家賃等の分として金11両２分を専六から差し出させて弥太郎に渡し，これで万事解決ということにしてくれるよう相談したところ，弥太郎は熟談得心の上たしかにこれを受け取ったので，今後，弥太郎より勘定を要求することは一切ない，二，家屋敷，家財等は先だって相談して決めた書付通りに，此の度分割するので，以後双方むつまじく暮らしていくようにすべきである，というものである。

一茶は，結局，30両を要求したがその約３分の１の11両２分で「譲歩承諾し……この金は後見人の徳左衛門が預かることになり，『一茶預り金覚』という帳簿に記載され，年利一割二分五厘で徳左衛門によって運用されている。一茶は家屋の修理等必要に応じ折々この金を引き出している。翌文化十一年二月，生家を弟と半分に分割，一茶は南側の間口四間三尺二寸を得た。このほか弟に金三分を支払い土蔵と仏壇を自分の所有とした。現在一茶の子孫宅に伝えられる仏壇はこの時に得たものらしい」[118]とされている。「七番日記」（文化11年）の２月21のところに，「廿一晴　家取立合　銀蔵　徳左衛門」と

[117] 矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』は，「過分」を「応分」と解している（同書129頁及び131頁を参照）。確かに，文脈からして「応分」の趣旨ではなかろうかとも思えるが，ただ，当事者のほか立会人等を含め５人が署名している――訂正もされなかった――ことを考えると，もしかするとそれなりに意味のある「過分」であったのかも知れない。

[118] 矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』131頁。

いうように二分した生家へと引っ越したときの様子が書かれている――その注記にも「一茶生家は間口九間三尺八寸，奥行二十三間一尺，面積約二百二十坪あった。これを弟弥兵衛と折半した。また土蔵，仏壇も一茶のものとなった。徳左衛門は生母の実家でいわば一茶の後見役。銀蔵は柏原の者であろう，立ちあい人として前年一月の財産折半の証文に判を押している」との説明がある[119]。半分の家屋に住むようになった心境を「春立つや　二軒つなぎの　片住居（かたずまい）」[120]と詠んでいる。

【上記の一茶の要求（二次要求）において，父死去の時まで遡って享和元年から文化４年（「取極一札之事」作成の前年）までの７年間，田畑の得米は弟専六が自分のものとしてきた分の元利，また，享和元年以来一茶の分の家屋に専六が住んでいた分の家賃等計30両を受け取りたいと主張したが，一茶のこの主張は，現行民法でいうと，遺産からの収益をどう扱うかという問題となりうるが，この点も，最後の考察に委ねることにしたい。】

⑸　かくして，15歳で故郷柏原を出て漂泊すること三十有余年，出郷前年の父の持高3.71石に近い3.40石（「取極一札之事」においては3.64石）を相続によって手にし，さらに，弟から11両２分を受け取り，漸く遺産分割争いも最終決着をみることになった。一茶51歳の時である。「ともかくも一家の主となった自足感は，『一吹きの風も身になる我家哉』（文化十年）などの句に十分に窺われる」[121]とされている。

一茶は，農業経営については関心がなく（これまでの人生を考えるとそれは当然のこであろうし，年齢的・肉体的にも農業に従事するには無理があろう），小作地からの上がりと俳句指導で得た収入によって多少余裕のある安定的な生活を送ったようである[122]。しかし，その後，一茶は，1827年（文政10年）の柏原の大火による類焼のために焼け出され，焼け残った質素な土

119　宮脇・矢羽校注・前掲『一茶全集　第３巻』（「七番日記」）296頁参照。また，小林・前掲『一茶――その生涯と文学』67頁も「家および屋敷地は，正確にわけたらしい」「土蔵および仏壇は一茶の所有に帰した」とする。

120　丸山・前掲『新訂一茶俳句集』308頁参照。

121　丸山・前掲『新訂一茶俳句集』の「解説」376頁～378頁。

蔵（現在，小林一茶旧宅として柏原に保存されている）に移り住んだが（「やけ土の　ほかりほかりや　蚤さはぐ」と詠んでいる），その半年後の冬に65歳の生涯を閉じた。丸山・前掲『新訂一茶俳句集』は，以下のように解説する。文化５年（60歳）から文化10年（65歳）の最晩年も中風に耐えながら「震える筆で営々と句作を続けた。……ただ，農民の子として生まれながら，額に汗して働くこともなく，不耕徒食の生活を過ごした罪業感は，死に至るまで一茶の心を苦しめたようである。耕ずして喰ひ，織ずして着る体たらく，今まで罰のあたらぬもふしぎ也。　花の陰　寝まじ未来が　恐ろしき（文政十年）」[123]と。

３．一茶と良寛

⑴　ところで，一茶は，遺産争いが全面決着して間もなく，「炊くほどは風がくれたる　落ち葉かな」[124]と詠んでいる（「七番日記」文化12年10月）。他方，隣の越後に住む良寛（1758年（宝暦８年）～1831年（天保２年）：一茶より５年ほど早く生まれて４年ほど長く生きている）もあの有名な「炊くほどは　風がもて来る　落ち葉かな」という句を詠んでいる（新潟県燕市にある国上寺五合庵の片隅に良寛のこの句碑が建っている）。1819年（文政２年）に長岡藩主牧野忠精が良寛を城下のお寺に迎えたいと庵まで訪ねてきたところ，良寛は黙ってこの句を差し出して誘いを断わったという逸話が残っている[125]。清貧の極みのなかに禅を求めた良寛和尚が後世の我々に生き方を問うているようにも思える句である。

この二つの句の類似性を巡って様々興味深い指摘がなされているようであ

---

[122]　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』67頁～68頁，矢羽（監修）・前掲『《解説》一茶の生涯と文学』69頁（「一茶のくらし」）等を参照。

[123]　丸山・前掲『新訂一茶俳句集』の「解説」384頁，小林一茶/玉城司訳注（現代語訳付き）『一茶句集』（2013年・角川ソフィア文庫）155頁（文政９・10年句帖写）参照。

[124]　丸山一彦校注『一茶　七番日記』（2003年・岩波文庫）175頁，小林一茶/玉城司訳注・前掲『一茶句集』516頁等参照。なお，丸山・前掲『新訂一茶俳句集』には収録されていない。

るが，小林一茶/玉城司訳注『一茶句集』における玉城氏の解説によれば，「巴人『炊くほどは夜の間に溜る落葉哉』（夜半亭発句帖）という句が，一茶や良寛より先に詠まれているが，これらの影響関係はわからない」らしい[126]。

一茶は，「彼の意識をよぎり，感覚に触れるあらゆるものを，手当たりしだいに句にしていった，その句への執念は，死に至るまで少しも衰えをみせず，旧作の焼直し，古人・今人の句の翻案，駄作であれ，かまわず執拗にこね返し，言葉が擦り切れるまで詠み続け」[127]，たゆみなく作った俳人ともいわれるが，そうすると，一茶が古人あるいは良寛の句を「翻案」し，「執拗にこね返し，言葉が擦り切れるまで」詠んだのであろうか。

⑵　この二つの句の関係について，私自身云々しうる立場にはないが，一茶の遺産分割争いを巡る考察を踏まえ，敢えて一言だけ言及させて頂こう。一茶は，継母との対立が尖鋭化したこともあって，柏原を離れて江戸に住み各地を歩き回り，実家の農業は弟に任せ自らは俳諧師としてそれなりに精一杯生きてきたのである（実家に何ら迷惑をかけてきたわけでもない）。ただ，俳諧師とはいっても，現実の生活は決して楽ではなく，何の保証もない先々

125　例えば，早坂暁「乳虎の隊」（早坂暁・杉本苑子・栗田勇・村上三島『わがこころの良寛』（1994年・春秋社）所収）23頁～24頁参照。

126　詳しくは，相馬御風『一茶と良寛と芭蕉』（1925年・春秋社）３頁以下（「野人一茶の悟」）を参照。ちなみに，同書８頁において，ある「未知の人から受取った一通の手紙……によると，同氏は最近一茶の『七番日記』を読んでいるうちに，図らずも文化12年の條で，炊くほどは風がくれたる落ち葉かなという句に出逢って驚いたが，一体これは一茶自身の作であるのか，それとも一茶が当時人口に膾炙していた良寛の句を記憶に浮かぶままに何気なく他の自作の落葉の句と並べて書き込んだものであるか，それについての私の考えをも聞きたいとのことであった」と述べている――なお，文化12年は一茶が53歳の時に当たるから（丸山・前掲『新訂　一茶俳句集』225頁参照），柏原に帰郷して２年前後経った頃になろうか。本文中で掲げた小林一茶/玉城司訳注・前掲『一茶句集』の解説で玉城司氏は，「つましく生きるのが分相応と理屈をつけるとつまらなくなる」と述べる（同書516頁）。さらに，村山定男「『炊くほどは―』――一茶・良寛作の二説をめぐって――」（1982年７月・長野郷土史研究会編『長野』第104号所収）31頁～33頁も参照。

127　丸山・前掲『新訂　一茶俳句集』の「解説」385頁～386頁。

の生活を考えれば，親の財産をあてにするほかないという一茶の切羽詰まった気持ちは，世間一般のどこにでもあるごく普通の心情――これは現在でも何ら変わらない――であり，その意味で，一茶も普通の金銭感覚ないし生活感覚をもった庶民といえる。「四九歳になった一茶は，節目となる五十歳を迎えるにあたって，自分の人生をふりかえって，芭蕉の『月雪とのさばりけらし年の暮れ』（続虚栗）をもじって，『月花や四九年のむだ歩き』（七番日記）と詠んだ。これまで，『月よ花よ』と詠んで俳諧にかかわり続けたが，『むだ歩き』だったと顧みたのである」[128]とさえいわれる。そして，長い交渉の末に漸く遺産の半分に加えて11両余を手に入れたのである。

このような生活観に根差した一茶の句と清貧の極みにおいて禅の修行に励んだ良寛の句とは――外形的類似性はあるにせよ――実質的には随分異なるものと考えざるを得ない。一茶の句は「自足して生きる姿勢を詠んだ句」[129]とも解説されるが，一茶自ら農耕に従事して自足の生活を求めるという生き方を選択していないことは明らかである。

⑶　相馬御風『一茶と良寛と芭蕉』において，この二句を同一句としてみることはできず，「くれたる」と「持てくる」との言葉の相違によって「二つの句全体がそれぞれ全く独立して存在し得るほどの結果を示しているとさえ考え得る。『くれたる』にはなほ自己を主にした自然へのはからひがある。彼の眼に映じた自然はなほ相対的である。しかし『もて来る』には自然が拡充している。主我的なはからひがない。自然は自然である。その恩恵に預かるのはこちらからである。それに感謝するのもこちらの心からである。そんな風に見て来ると，やはり，一茶は一茶，良寛（原文ママ）だとうなづかれる。それにしても兎に角『炊くほどは風がくれたる落ち葉かな』の心境にまで一茶も五十三歳にして達し得て居たことは恭敬に値する」[130]との興味深い見解が示されている。なるほど，このように教え諭されると，一茶は一茶，良寛は良寛であり，どちらが先に詠んだかはそれほど大きな意味を持たなく

128　小林一茶/玉城司訳注・前掲『一茶句集』561頁。
129　小林一茶/玉城司訳注・前掲『一茶句集』516頁。

なる――その限りでは，心のもやもやも多少は晴れてくる。

小林一茶/玉城司訳注・前掲『一茶句集』において，玉城氏は，一茶の俳諧の特色に関する解説を次のように結ぶ。すなわち，「田舎人に必要な言葉は，水利権を争う言葉や遺産を争う実利的な言葉である。そこに情をからめる余地はないのだが，情理を尽くし，それを繰り返す言葉も必要だった。古郷柏原を出されたときから，素性も怪しく金銭も乏しい存在となった一茶は，言葉で現実と向き合うほかなかった。一茶はこの世を『魂魄（精霊）が天地の劇場で是非を争っている，夢のようなものだ』と受け止め，一炊の夢のような天地の劇場で，怒り，ののしり，不正を憎み，皮肉り，ひねくれ，ねじ曲がり，嘆き，自嘲した。しかし，その一方，素直に喜び，悲しみ，面白がり，楽しんだ。子どもや生き物のいのちを慈しみ，銭を惜しみ，孤独を嫌った。幸いにも，この世をユーモラスにとらえる俳諧にめぐりあって，生き延びた。一茶の俳諧は，成美が体現した『高悟帰俗』―『風雅の心を俗体』で表現する蕉風俳諧とは異なり，万物に宿る魂魄（精霊）に呼びかける夷ぶりの俳諧であった」[131]と。

辛く苦しい遺産分割争いの末に父の財産を手にした一茶ではあるが，その後の一茶の持高が晩年までそれほど変化していないことから，一茶は農業に関心がなく，また「土地を手放すほど窮迫」もしなかったが「子孫のために美田を買うほどの余裕もなかった」とも評される[132]。一茶は，帰郷の度に北信濃の俳人たちを巡回し門人を徐々に増やしたことで俳諧の収入も少なからずあったようであるが[133]，安定して食べるに困らない生活をすることが

130　相馬・前掲『一茶と良寛と芭蕉』11頁。ちなみに，良寛は，師である国仙和尚（玉島（倉敷）円通寺の住職）に随って木曽路を旅した折，現在の松本市美ヶ原温泉にある石川旅館（現「御宿石川」）に宿泊したという。現在の当旅館の女将によれば，先々代（明治生まれ）の女将が，良寛和尚が当旅館に宿泊したことを伝え聞いていると話していたとのことであるが，大正の末に当温泉地に大火災が発生し当旅館も類焼したため良寛が泊ったことを物語る文書は残っていないようである。

131　小林一茶/玉城司訳注・前掲『一茶句集』573頁～574頁。

132　小林・前掲『一茶――その生涯と文学』67頁～68頁参照。

133　矢羽・前掲『小林一茶――人と文学』105頁，116頁～127頁等を参照。

できたのは，ほかならぬ小作地からの収益があったからであり（江戸での流浪生活・寄食生活とは段違いである――上記のように，一茶が「耕ずして喰ひ，織ずして着る体たらく，今まで罰のあたらぬもふしぎ也」と言い，「花の陰　寝まじ未来が　恐ろしき」と詠んだのは，柏原大火事のあった文政10年（一茶の没年）のことであった），それはすべて父が遺してくれた財産のお陰なのである。そのあたりが「くれたる」と感覚的にぴったり重なるように思われてならない。まさに，そのような「俗なる心」，「俗意」，「心の誠」[134]を率直に詠んだ句が「炊くほどは　風がくれたる　落ち葉かな」だとすれば，私の胸のつかえも下りてくるのである。まことに，一茶は一茶，である。

三　現行民法（相続法）の視点から

前二章における２つの事例を通して，信州地方の江戸中後期の相続の状況について紹介してきた。このうち本章では，①河合曽良の生家における相続の態様と諏訪地域の「末子相続」慣習，②北信濃地域の「均分相続」慣習と小林一茶―弟専六間の分割割合の不均衡，③遺産分割後の小林一茶の弟専六に対する金員請求，につき，現行相続法制との接続性や整合性等の観点から考察を試みる。

１．曽良の生家における末子相続について

⑴　1898年（明治31年）に制定された民法（旧法）は，第５編相続の第１章に家督相続に関する諸規定を設けた。旧法970条は，家督相続人の順位につき「被相続人ノ家族タル直系卑属ハ左ノ規定ニ従ヒ家督相続人ト成ル　一　親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス　二　親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス　三　親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出

[134]　常連として一茶が出席していた夏目成美の句会が「風雅の心」を重んじるのに対し，「俗なる心」「俗意」「心の誠」を重んじるのが一茶の句会であったとされる（小林一茶/玉城司訳注・前掲『一茶句集』564頁～565頁参照）。

子ヲ先ニス　四　親等ノ同シキ嫡出子，庶子及ヒ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及ヒ庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス　五　前四号ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス」として，戸主の長男を最優先に家督相続人とした。「家督」概念に付き旧法は定義規定を置いていないが，同986条が家督相続の効力として，「家督相続人ハ相続開始ノ時ヨリ前戸主ノ有セシ権利義務ヲ承継ス但前戸主ノ一身ニ専属セルモノハ此ノ限ニ在ラス」と規定することから，一般に理解されているところである，「家」の財産，家業・生業そのものの承継だけでなく，「家」の構成員に対する支配権をも含めた極めて強大な権力である[135]といえ，これを原則として長男子が単独で相続する，というのが旧法下の相続制度の基本構造であった[136]。

⑵　もとより江戸期の武家階級においては，幕藩体制の下，継子を早期に確定して家勢の維持・発展をはかる必要があり，これと整合する，長男子が家督を単独で相続する制度が定着していた。明治維新後，我が国は中央集権国家体制を目指し，江戸期の精神的基盤である忠孝といった儒教道徳とともに，武家階級の規範を一般の家族の規範として上述旧法の相続諸規定が制定されたわけであるが，本稿第一章の様々な事例にみられるように，江戸期における被支配階級たる一般庶民の生活様式ならびにこれに伴う家産の次世代への承継のあり方とは必ずしも呼応していない。むしろ，相続形態としては最原始のものとされる末子相続制度が当時の庶民層には整合的であり，それゆえこれが広く浸透していた[137]。

河合曽良の生家は，上諏訪宿で酒造業を営んでいたが，その生業は曽良の

135　たとえば，内田貴『民法Ⅳ　親族・相続［補訂版］』（2004年・東京大学出版会）6頁参照。

136　なお旧法は，第5編第2章に「遺産相続」の諸規定が置かれていた（992条～1016条）が，これは戸主以外の相続に関する規定であり，現行法と異なり限られた場面でのみ，機能するに過ぎなかった。

137　中川善之助編『注釈民法⑵』（1967年・有斐閣）27頁～29頁（中川善之助執筆「相続法序説」），中川善之助・泉久雄『相続法［第4版］』（2000年・有斐閣）21頁～22頁等参照。

弟五左衛門が継いだとされる。長兄であった曽良は，幼少期に他家の養子となり，成長につれ自立の途を見いだしていった。これらの経緯は，当時の慣行からみて自然な流れであり，兄らの独立後，父親の元に最後に残った末弟が跡を継ぐのは庶民の生業承継の形態として，極めて合理的であったといえる。旧法制定後に長男子単独相続制度（家督相続制度）に一本化し，かような合理性を否定してしまった[138]ことは，当時の庶民にとっては大問題であったであろうことは容易に推察しうる。前述の通り，旧法下で末子相続を実現するために，末子相続の慣習の存在を推定家督相続人の廃除に関する旧法975条[139]所定の正当事由として認めることで優先順位の上位者を廃除することが考えられたようであるが，強行規定適用が優先され困難であり，また旧法975条所定の原因を便法として，上位者の廃除を求めることも道義的にも多大な困難があったように思われる。

⑶　さて，第二次世界大戦の終戦に伴い，我が国家族法も「個人の尊厳と両性の本質的平等」（憲法24条）に立脚したものに改める方向で改正が行われることとなり，実質的に「家」制度が廃止されることとなった[140]。このため旧法の長男子単独相続（家督相続）は現行民法第５編所定の均分相続（遺産相続）に変更された[141]。より具体的には，1947年「日本国憲法の施行に

138　この経緯につき，中川・前掲『注釈民法⑵』28頁～29頁は，次のように指摘する「……我が国についていえば，江戸時代を通じて，庶民の間には，この末子相続の慣行を否定するような事情は，なかなか起こってこなかったのではないかと思われる。それがいつの間にか消滅させられたのは，明治政府の指導者たちがすべて下級の武士であったため，武士の慣行のみが正しく尊い慣行だとして，これを一般化しようという努力があったからのことではないかと私は思っている。」。

139　旧法975条「法定ノ推定家督相続人ニ付キ左ノ事由アルトキハ被相続人ハ其推定家督相続人ノ廃除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得　一　被相続人ニ対シテ虐待ヲ為シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加エタルコト　二　疾病其他身体又ハ精神ノ状況ニ因リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルヘキコト　三　家名ニ汚辱ヲ及ホスヘキ罪ニ因リテ刑ニ処セラレタルコト　四　浪費者トシテ準禁治産ノ宣告ヲ受ケ改悛ノ望ナキコト　此他正当ノ事由アルトキハ被相続人ハ親族会ノ同意ヲ得テ其廃除ヲ請求スルコトヲ得」

140　広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅰ』（1998年・有斐閣）140頁～154頁（大村敦志執筆「日本法の展開⑴　民法典の改正―後二編」）参照。

伴う民法の応急的措置に関する」によって家督相続に関する規定（旧法第５編第１章）が廃止され，遺産相続に一本化され，これに全面改定を加えた，という流れになる[142]。

この「家」制度の廃止は，いわゆる事実としての「家」を完全に否定することとは必ずしも直結するわけでなく，改正後しばらくは長男が「家」の跡取りという考えはかなりの部分に残存したと思われるが，高度経済成長を経て，家族の生活様式が大きく変容し，給与所得者の割合が飛躍的に増大した。旧法下の家督相続の特徴を①家業・家産の独占的承継と②「家」の構成員に対する支配とに求めるとして，腕力・知力のある承継者が「家」の維持・繁栄のため対外的に存在感を示す必要がある江戸期の武家階級と異なり，戦前の一般庶民にとり②はさほど重要性がなかったが，核家族化が進行し，子が成人すればそれぞれが独立した生計を営むことが一般化してくると，生業の承継者の決定も子にとっての切実な問題とならなくなってきた。勿論農家，商家において家業を誰が継ぐか，という問題は現代においても大問題となるが，「家督」相続の問題としてではなく，農地や店舗などの不動産や経営権・経営利益を「遺産」としてどのように相続人間に公平に取得させるかというアプローチによって解決が可能であるし，むしろ現行法ではそのように考えることが要請されている。

かような意味において，江戸中後期の庶民の末子相続慣行は途絶したわけでなく，現行相続法制に包摂されて存在しているといえる。

２．弟専六の寄与分について

⑴　江戸中後期の北信濃における，小林一茶と弟専六との間の遺産相続争いに現行法の寄与分制度に通ずる興味深い点のあることは，前章前半部分で述べたとおりである。繰り返しになるが，ポイントを挙げると，

141　広中・星野・前掲『民法典の百年Ⅰ』（1998年・有斐閣）150頁。

142　広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅳ』（1998年・有斐閣）195頁～196頁（窪田充見執筆「民法896条（相続の効力）」）参照。

①当時北信濃地方には，「遺言による」均分相続の慣行があり，一茶の父弥五兵衛もこれに倣ったこと

②これに基づいて父の死後兄弟の協議後交わされた「取極一札之事」では，「辰御年貢皆済庭帳」に基づいて遺産と推測される9.21石のうち他人の譲渡分等を分割の対象外とした残余から一茶が3.64石を取得したこと

③さらにその後の分割実行において，一茶の持高がさらに減少し，3.40石となったことなどがある。

現行民法904条の2は，次のように規定する「(第1項)　共同相続人中に，被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付，被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは，被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし，第900条から第902条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする」。

本規定は，配偶者相続分を3分の1から2分の1に引き上げた民法900条の改正等を含む1980年「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」により新設された。もっとも，実務においては，遺産分割において相続人間で相続割合をめぐって寄与分の存否や程度が争われる例があり[143]，この改正は実務を事後的に立法化した例といえる。

⑵　条文からも明らかなように，共同相続人の一部に被相続人の財産の維持・増加に多大な貢献をしてきた者がある場合，そうでない者と同等に均分してはかえって不公平を生じるため，貢献分を上乗せして実質的な平等をはかろうとするものである[144]。手続きは，遺産分割中の当事者間の協議（前掲904条の2第1項），家庭裁判所の審判（同第2項）である。寄与分の存

[143]　加藤一郎・星野英一ほか編『法律学教材　親族相続』(1979年・東京大学出版会）434頁は，昭和41年度～昭和50年度の10年間に遺産分割審判前係属件数6516件のうち，家庭裁判月報に掲載された事案は65件にすぎないが，65件中16件が寄与分を問題としている，とするデータを紹介している。

[144]　内田・前掲『民法Ⅳ　親族・相続［補訂版］』387頁参照。

否・程度のみを家庭裁判所が決定することもできる（同第３項）。

裁判例による運用状況を概観すると，条文冒頭の「被相続人の事業に関する労務の提供」に該当する例は多い。教員をしながら妻とともに21年間にわたり家業の農業を手伝い支えてきた長男について寄与分割合を遺産総額の２割とした鳥取家審平成10年３月10日[145]，家業の薬店を手伝い，やがて被相続人に代わって経営の中心となり，会社組織とした後も店舗を新築するなど経営規模の拡大に寄与した被相続人の子に対し，相続開始時の遺産評価額から負債総額を控除した額の32パーセントにあたる3000万円の寄与分を認めた福岡家久留米支審平成４年９月28日[146]などがある。このような労務提供型の類型の中でも，小林一茶の実家のように家業が農業である場合が多く，被相続人の長男が被相続人の後継者として家業の農業に従事し，姉らや弟の独立後も妻とともに農業を続け，長男の死後は妻が子らを育てながら一家の中心として農業に従事した，というケースにおいて，長男と妻の寄与分を遺産の半額とした原審を維持した東京高決平成元年12月28日[147]，相続人のうちの長男が農家の跡取りとして40年来農地等の維持管理に努めるとともに，晩年の被相続人の療養看護にあたってきたという，療養看護についても寄与が認められる事案で，この長男の寄与を７割を下らないと認定した東京高決平成３年12月24日[148]などがあり，認められた寄与割合も高いものになっている。

「被相続人の事業に関する財産上の給付」とは，被相続人の事業に対し，資金や不動産を提供したり，事業債務を代位弁済するなどすることであり，相続人が被相続人の経営する会社に多額の資金援助を行ったことが特別の寄与として認められたケース（高松高決平成８年10月４日[149]）がその典型である。また「被相続人の療養看護」に該当するものとして，被相続人の四女が10年間にわたり老人性痴呆症の被相続人の療養看護に努めたことを特別の

145　家月46巻10号70頁。
146　家月45巻12号74頁。
147　家月42巻８号45頁。
148　判タ794号215頁。
149　家月49巻８号53頁。

寄与と認めた例（盛岡家審昭和61年４月11日[150]），長男の妻が高血圧と心臓病の悪化により寝たきりとなった被相続人を付きっきりで看護したことが，親族間の通常の扶助義務の範囲を超えるものであるとして長男の寄与として考慮することを認めた例（神戸家豊岡支審平成４年12月28日[151]）などがある。「その他の方法」に何が該当するかは条文からは不明であり事案を通して抽出するしかないが，これまでのところ，事業に関しない財産の給付（共働きの夫婦が夫名義で宅地建物を購入したが，その資金の９割が妻によって支出されていた場合，夫の死亡時にこの支出が妻の特別の寄与と認められたケース―和歌山家審昭和59年１月25日[152]），親の扶養（子ら８人全員で親である被相続人を扶養すべきところ相続人が単独で18年間被相続人を扶養したことが特別の寄与と認められたケース―大阪家審昭和61年１月30日[153]）などがみられる。

⑶　さて，前章の小林一茶と弟専六との間の遺産相続争いにつき，現行民法904条の２の運用に関わる部分の事実を抽出すると，概ね次のようになるであろう。「共同相続人である兄弟の実家は比較的富裕な農家である。兄は若くして実家を離れて独立して生計を立て，実家へは時折戻ってきていた。弟は実家の農業を手伝い，農地の生産性の維持向上に多大な貢献がある。被相続人父は，遺産を平等に分割すべしとの遺言を残していた。」

当事者それぞれに複雑な事情はあるが，上記のみを判断すると，上記事案と比しても弟専六に特別の寄与を認めるのが当然であろう。問題は，寄与の程度である。前章⑵の分析ならびに本節⑴②③をもとに弟専六に認められた寄与割合を考えてみると，

・分割実行後の小林一茶と弟専六の持高計8.65石中に占める分割対象外と考えられる1.61石の割合は，約18.6パーセントである。

150　家月38巻12号71頁。

151　家月46巻７号57頁。

152　家月37巻１号134頁。

153　家月38巻６号28頁。

・上記に「辰御年貢皆済庭帳」において第三者四郎次に帰属するとされた分につき，専六が自らの取り分を譲渡したものとしてこれも専六の寄与分と考えると，分割時の小林家持高9.21石に占める専六の寄与分（1.61石プラス0.56石）の割合は，約23.6パーセントである。

いずれにしても，専六の実家の農業に関する寄与は，父弥五兵衛が専六が29歳の時に没するまで10数年に及ぶと思われ，また幼年期には既に兄一茶が出郷し父の生活上の世話も母とともに日常的に行ってきたと思われることを考えれば，上記の諸事案に照らして決して過大なものではない。東京高決平成元年12月28日や東京高決平成３年12月24日等に照らすとやや控えめであるように感じる。

このような結果に至った背景には，本節⑴①の通り，父弥五兵衛が遺言によって「平等分割」を指示していたことの影響が大きいと思われる。無遺言で純粋に当時の慣行に従い遺産分割の平等を出発点として寄与度によって調整する，という現行法でみられる，法定相続の修正という枠組みで割合を算定すれば，場合によっては遺産の殆どすべてが寄与分として認められることもありうる[154]。当時の「遺言による」均分相続の実態が今ひとつ不明ながら，父五兵衛が，兄一茶が家業に貢献がなく弟に多大な寄与がある事情を十

[154] 民法904条の２第３項は，「寄与分は，相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない」と規定するが，特別受益に関する903条（第３項）と異なり，遺留分に反する寄与分を認めることを禁ずる規定がない。前掲東京高決平成３年12月24日は，原審で認められた長男の７割を超えた寄与と他の相続人の遺留分の関係が問題となった。東京高裁は寄与分が「遺留分によって当然に制限されるものでない」としつつ，「寄与分を定めるにあたっては，これが他の相続人の遺留分を侵害することになるかどうかについても考慮しなければならない」とした上で，「ただ家業である農業を続け，これら遺産たる農地等の維持管理に努めたり，父の療養看護にあたったというだけでは，そのように長男の寄与分を大きく評価するのは相当でなく，さらに特別の寄与をした等特段の事情がなければならない」「農業経営の承継者のみを格別に扱うことは，その制度の趣旨にそぐわないものといわなければならない」として原審判を取り消し，差し戻した。（判例評釈・水野紀子・大村敦志・窪田充見編『家族法判例百選［第７版］』（2008年・有斐閣，別冊ジュリスト193号）122頁（川淳一執筆）。）

分認識した上でなお平等分割との遺産を遺したことが，専六の寄与度を抑制的に評価する方向に働いたのではないかと推測できる。

3．遺産分割までの収益と家屋の占有について

⑴　前章後半において，両者の遺産をめぐる争いが決着した4年ほど後に，小林一茶から弟専六に対し，30両の請求が行われている。これは父弥五兵衛の没後父の遺言および「取極一札之事」によって実際に遺産分割が行われるまでの間の7年ほどにつき，一茶に帰属するはずの家屋・農地を専六が使用・収益したことの代償を求めたものである。請求について一茶が正確な論理的根拠を有していたかは疑問ではあるが，少なくとも「自己の取り分であるにもかかわらずそれを他者（弟専六）が勝手に占有・収益している」ことへの不当感は大いに持っていたようであり，このことについては適正に対応されるべきである。結局この請求は「熟談書附之事」によって，得米代金・家賃等の分として専六から一茶に11両2分を差し出すことで解決した。当時30両といい11両2分という額が現在の貨幣価値にしてどれほどかは不明であり，よって額としての妥当性も不明であるが，このような紛争は現行法制下でも生ずる難問であり，以下では下記につき若干の検討を加えたい。

・相続開始後遺産分割までの間，共同相続人の一人が，その法定相続分をこえて相続財産全部を占有している場合，全部を占有する法的根拠は何か。また相続財産に持分を有する他の相続人は，家賃相当額を不当利得として占有相続人に請求することができるか。

・相続開始後遺産分割までの間，共同相続人の一人が，相続財産を単独で使用することによって収益を挙げた場合，その収益はどのように分割されるべきか。

⑵　共同相続人の一人が相続財産の全部を占有している場合，遺産分割までの間の共同相続人相互の権利関係はいかなるものであろうか。民法249条は，「各共有者は，共有物の全部について，その持分に応じた使用をすることができる。」と規定する。よって共有者の一人が「全部について」使用するこ

と自体は問題ないが，このことが他の共有者の使用を妨げているとすると「その持分に応じて使用」しているとは言いがたい。その際，民法252条に基づき，持分の過半数を占める他の共有者らが使用するとして占有共有者に対して明渡請求をした場合，占有共有者はこれに応じなければならないか。これにつき学説は，「遺産分割前の段階で多数決により少数派の相続人の意思に反してその占有の現状を変更すると，遺産分割での処理と食い違う恐れも生じ，そのことは分割の効果を相続開始時まで遡及させるという民法の建前（909条）に照らしても，妥当とはいえない。」[155]「…この状態も，共同相続の観点から見れば遺産分割までの過渡的な法律関係でしかないので，直ちに違法とは言えない。遺産分割は『遺産に属するもの又は権利の種類及び性質，各相続人の年齢，職業心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して』行われるべきものであるので（906条），相続開始前から相続開始までの各財産と各相続人の特別な関係だけでなく，相続開始から遺産分割までの関係も『一切の事情』になり得る。」[156]などとしてこれに否定的である。また最高裁は，Ａが死亡し，妻Ｘ１，次男Ｙ，その他の直系卑属Ｘ２～Ｘ８が相続人となった。ＹはＡの生前，Ａに仕送りをする見返りとして本件土地建物を譲り受け，同土地建物を占有していた（その後Ｙが仕送りをなくなり，Ａは上記契約の解除をＹに通告した）。Ｘら８人（持分12分の11―昭和55年相続分改正前）がＹ（持分12分の１―同上）に対して本件土地建物からの明け渡しを請求した，という事案につき，「共同相続に基づく共有者の一人であって，その持分の価格が共有物の価格の過半数に満たない者（以下単に少数持分権者という）は，他の共有者の協議を経ないで当然に共有物（本件建物）を単独で占有する権限を有するものでないことは，原判決の説示するとおりであるが，他方，他のすべての相続人らがその共有持分を合計すると，その価格が共有物の価格の過半数をこえるからといって（以下このような共有持分権者を多数持分権者という），当然にその明渡を請求することができ

155　内田・前掲『民法Ⅳ　親族・相続［補訂版］』411頁。

156　伊藤昌司『相続法』（2002年・有斐閣）248頁。

るものではない。けだし，このような場合，右の少数持分権者は自己の持分によって，共有物を使用収益する権限を有し，これに基づいて共有物を占有するものと認められるからである。従って，この場合，多数持分権者が少数持分権者に対して共有物の明け渡しを求めることができるためには，その明渡を求める理由を主張し立証しなければならないのである。」としてXらの請求を認めなかった[157]。遺産分割前の過渡的・流動的である使用収益状態をことさら変更することに否定的である学説の趨勢に沿うものであるといえる。

もっとも，上記は，占有共有者が共有物全部について共有法上の正当な権限を有することを認めるものでないことは明らかである。そこでかような場合に，非占有相続人が自己の持分に応じた使用が妨げられたとして不当利得または不法行為に基づいて地代相当額の支払いを占有相続人に請求した際の認否が問題となる。最判平成８年12月17日[158]は，「共同相続人の一人が相続開始前から被相続人の許諾を得て遺産である建物において被相続人と同居してきたときは，特段の事情のない限り，被相続人と右同居の相続人との間において，被相続人が死亡し相続が開始した後も，遺産分割により右建物の所有関係が最終的に確定するまでの間は，引き続き右同居の相続人にこれを無償で使用させる旨の合意があったものと推認されるのであって，被相続人が死亡した場合は，この時から少なくとも遺産分割修了までの間は，被相続人の地位を承継した他の相続人等が貸主となり，右同居の相続人を借主とする右建物の使用貸借契約関係が存続することになるものというべきである。」として，非同居相続人らの賃料相当額の損害金の支払いの請求を否定した。上述明渡の主張同様，共有物の管理・収益の問題として処理せず遺産分割の問題として処理すべきことを示すものであり，学説でも概ねこれに賛同す

157　最判昭和41年５月19日判時450号20頁。（判例評釈・潮見佳男・道垣内寛人編『民法判例百選Ⅰ総則・物権［第７版］』（2015年・有斐閣，別冊ジュリスト223号）144頁（片山直也執筆）。）

158　民集50巻10号2778頁。

る[159]。

したがって逆に言えば，小林一茶の弟専六が家屋における一茶の共有持分を父弥五兵衛死亡後も継続して占有した場合には，一茶は遺産分割時または遺産分割において考慮されなかった場合遺産分割後に，遺産分割までの賃料相当額を請求しうることになる。その意味では，前章のような請求は正当である。ただしその際，一茶が持分に応じて負担すべきであった公租公課，維持管理に要する費用を専六が負担していた場合には，当然その額が差し引かれることになろう[160]。

⑶　さて，一茶は，父弥五兵衛の死後遺産分割まで専六が一茶の持分たる農地を占有してきたことについても上記家屋の占有の場合と同様，正当に相当額を請求できる。ただ，一茶の30両の請求に，専六が一茶の農地を耕作することによって得られる収益についても不当利得の対象としてその相当額を含める趣旨であったとすると，この点については別途検討を要する。

現行法制上からこれを考察すると，まず相続開始後に遺産から生じた収益―たとえば，不動産賃料，銀行預金の利子，株式の配当，農地を耕作して得られる収益，営業用資産を利用して得られる収益など―は，正確には相続財産ではない。これらは勿論，遺産分割が行われ，当該不動産，預金債権，株式，農地，営業資産等の元物の帰属が確定すれば以降はこれらを取得した相続人が収取することとなる。そのため問題は，遺産分割までに生じた収益の配分であるが，これについては，個々の元物の性格や態様，占有相続人の遺産の維持管理の態様や労力の要否・程度などを配慮すべきであって，一般的には遺産分割によって共同相続人に分配すべきであろう[161]。たしかに，金銭債権等の可分債権については，遺産分割を経るまでもなく相続開始と同時

159　中川・泉・前掲『相続法［第４版］』(2000年・有斐閣）244頁，窪田充見『家族法［第２版］』(2013年・有斐閣）494頁等参照。

160　東京地判平成10年６月25日判タ1045号201頁参照。

161　学説は概ねこの方向を支持する。内田・前掲『民法Ⅳ　親族・相続［補訂版］』421頁，二宮周平『家族法［第３版］』(2010年・新世社）329頁，近江幸治『民法講義Ⅶ親族法・相続法［第２版］』266頁等参照。

に法定相続分に応じて分割取得するとするのが判例の一貫した態度であり[162]，それから生じた利子も元物と帰属を一にすると考えるのが妥当であるし，また遺産中の不動産から生じた賃料債権の帰属が問題とされた事案につき，最高裁は，「……遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる賃料債権は，遺産とは別個の財産というべきであって，各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である」としている[163]が，かような収益が相続人の労力を要することなく自動的に生ずるものはともかく，農地の耕作による収入，営業用資産の稼働による収入にあっては，法定相続分通りの分配が必ずしも妥当とはいえない場合が多いからである。共同相続人の一人が農地をその法定相続分をこえて占有し，耕作して収益を挙げてきた場合，当該相続人が他の相続人の持分を占有してきたという側面と，当該相続人が耕作しなければ収益を挙げることができなかったという側面を調整する必要があり，個々の事案に即した解決を遺産分割によって図っていくことが妥当であると考える。

ただし具体的評価にあたっては困難が伴うであろう。一茶と弟専六のケースにおいては，この点も含めて「取極一札之事」策定の際に解決することが望ましかったと思われるが，相続財産については寄与の評価を含め解決済みであるため上記の調整のみが残されることになった。評価方法の例としては「(総収益－経営費用［管理費用］）×労働寄与率（相続開始後の遺産増加に

162　最判昭和29年４月８日民集８巻４号819頁参照。尤も，株式，投資信託受益権は，純然たる金銭債権でないとして当然に分割されることはないとした例（最判平成26年２月26日民集68巻２号173頁）がある。

163　最判平成17年９月８日民集59巻７号1931頁。遺産中に複数の賃貸不動産が含まれ，相続開始後の賃料債権の帰属を除いて遺産分割が先行して行われ，賃料の総計を預金債権として共同相続人の一人が保管していたところ，清算方法について共同相続人間に各不動産を取得した各相続人に帰属すべきか，法定相続分にしたがって各相続人に帰属すべきかで，争いが生じて本訴に及んだ，という事案（預託金返還請求事件）。なお本件の結論には異論も多い（たとえば，窪田・前掲『家族法［第２版］』(2013年・有斐閣）496頁，二宮・前掲『家族法［第３版］』(2010年・新世社）329頁，近江・前掲『民法講義Ⅶ親族法・相続法［第２版］』266頁等参照)。

対する寄与の評価）で算定された額を労働の対価としてこの相続人に確保し，その残りを遺産分割の対象とする方法をとるのが妥当である[164]」とする提言があるが，専六が専ら一茶の土地をも耕作してきたとすると専六の上記労働寄与率はほぼ100パーセントと考えられるから，一茶の収益からの取り分は限定的なものになるのではないかと思われる。

こうしてみると，一茶の30両の請求が「取極一札之事」によって最終的に11両２分に縮減された限度で両者の間で決着を見たのは，現行法下においても，存外妥当なものであったと思われるのである。

[164] 二宮・前掲『家族法［第３版］』（2010年・新世社）329頁。